

行政評価調査

事務事業名	下水道事業受益者負担金滞納整理事務		評価初年度	平成 27 年度
			担当部署名	下水道管理課
			担当者名	洞内 裕史 (内線455)
第6次総合計画上の施策項目			コード	事業の根拠法令等
大項目	市民生活の向上による自立・自強の推進 (みかづくり)	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし
小項目	行財政改革の推進	3		1
			名称	都市計画法第75条

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S37 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 下水道事業受益者負担金の滞納について、法令に基づく手続きのほか、納付催告を行い、歳入の確保を図る。				
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 下水道事業受益者負担金滞納者 3,804件 イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における測定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	下水道事業受益者負担金滞納件数	説明	各年度末における滞納件数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 法律に基づく督促後でも完納しないものに対しては、催告、滞納処分などの手段により、歳入の確保を図る。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 滞納が生じると財源が確保されず、下水道事業の維持に支障をきたす。 ほかの受益者に対して公平性を保てない。 都市計画法、地方自治法、水戸市債権管理条例及び水戸市財務規則の定めによる。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 強制徴収公債権(地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの) 市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保護者負担金、下水道使用料等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 公権力性の強い滞納処分は、委託が認められていない。督促状・催告書の印刷、封かん業務も基幹業務システムを使用し、最小限の事務で実施しており、また件数もそれほど多くないため、委託による効率性の向上はあまり望めない。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 滞納件数(件)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24年度	38.6	#REF!	#REF!	未設定	5,961	
25年度	53.9	#REF!	#REF!	未設定	4,920	
26年度	64.7	#REF!	#REF!	未設定	4,430	
27年度	68.0			未設定		
①目標値の根拠	各年度の取納対策本部における目標値。現・過年度の取納率をそれぞれ前年度から向上させる目標としている。					
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移(②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。)

	①行政コスト(②+③)(千円)		②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/整理率)(千円)	
	内訳(千円)			平均給与(千円)	人役(%)		
H 24 決算	国民支出金		260	行政	4,519	183	
	市債			技労	4,519		
	その他			嘱託	0		
	一般財源	4,779		臨時	0		
	4,779				8,368	54	26.1%
H 25 決算	国民支出金		171	行政	4,486	178	
	市債			技労	4,486		
	その他			嘱託	0		
	一般財源	4,657		臨時	0		
	4,657				8,306	54	26.1%
H 26 決算	国民支出金		168	行政	4,486	170	
	市債			技労	4,486		
	その他			嘱託	0		
	一般財源	4,654		臨時	0		
	4,654				8,306	54	27.4%
H 27 予算	国民支出金		269	行政	4,658	170	
	市債			技労	4,658		
	その他			嘱託	0		
	一般財源	4,927		臨時	0		
	4,927				8,625	54	

※整理率 = (督促分年度内収入額 + 滞納収入額) / (督促対象額 + 滞納測定額)

⑤コスト削減の取組

納付機会を拡大し、納付の手間による滞納を抑制するため、平成28年度からコンビニエンスストア、郵便局及びゆうちょ銀行での収納を導入する予定である。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-④類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		

事務事業の評価

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-④有効性 ・2-成果指標	取納率の向上につながっているため。
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	取納率について、成果指標の実績が目標に達しているため。
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④手段 ・別紙1 全体	主に法律・財務規則等に基づく、手段により実施しているため。
合計		評価結果	A
3	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-④コスト削減の取組	納付機会の拡大により、滞納発生の抑止を図るため。
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-④民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	滞納処分は委託が認められず、民間・NPOが実施できる事務が限られるため。
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-④類似事業	
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	3-④単位当たり行政コスト参照
合計		評価結果	A
3	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性	評価の考え方(滞納整理事務の場合)	
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える(実施主体を代える)	手役別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合	
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)	手役別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合	
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)	手役別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合	
エ 簡素化する(規模を縮小する)		
オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点
----------------------

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
--------

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	
-------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)



行政評価調書

事務事業名	後期高齢者医療保険料滞納整理事務		評価初年度	平成 27 年度
			担当部署名	国保年金課
			担当者名	石川 健 (内線705)
第6次総合計画上の施策項目			コード	事業の根拠法令等
大項目	市民主体の行政運営の推進	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし
小項目	行財政改革の推進	3		1
			名称	地方自治法第231条の3

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	20 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 後期高齢者医療保険料を納期までに納めない個人(被保険者)に対し、納付するように指導し、分納相談や短期被保険者証の発行等により、歳入の確保を図る。				
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 後期高齢者医療保険料滞納者 対象者(平成27年4月1日) 505人 イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標 1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標 2				
指標	滞納金額	説明	各年度末における滞納金額	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、納付相談、臨戸訪問など				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、後期高齢者医療制度の運営に支障をきたし、公的健康保険としての役割を果たすことが困難になる。また、ほかの納税者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 強制徴収債権(公債権) 類似事業: 市税滞納整理事務				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 強制徴収債権であることから民間への委託は認められていない。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標 1 収納率(%)			成果指標 2 滞納者数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24年度	98.4	98.3	99.9	未設定	715	
25年度	98.5	98.7	100.2	未設定	504	
26年度	98.8	98.7	99.9	未設定	505	
27年度	98.9			未設定		
①目標値の根拠	75歳以上の高齢者が納付義務者であり、納付意識が比較的高いため。			滞納については期別・金額での管理になっているため、目標は滞納率で行っている。		
②数値で表せない効果						

\*目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移(②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。)

	①行政コスト(②+③)(千円)		②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単当たり行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(千円)
	内訳(千円)	平均給与(千円)		人役(%)		
H 24	国庫支出金 市債 その他 一般財源			行政 技労 嘱託 臨時		
決算	24,155	24,155	24,155	0		34
H 25	国庫支出金 市債 その他 一般財源			8,439 6,230 0 2,209	8,306	75
決算	23,154	23,154	14,715	0	2,209	100
H 26	国庫支出金 市債 その他 一般財源			8,512 6,230 0 2,282	8,306	75
決算	23,505	23,505	14,993	0	2,282	100
H 27	国庫支出金 市債 その他 一般財源			8,783 6,469 0 2,314	8,625	75
予算	25,617	25,617	16,834	0	2,314	100

⑤コスト削減の取組

コンビニエンスストアとゆうちょ銀行での収納を開始することで納付機会を拡大し、滞納額全体の削減を図った。

4 1年目評価

(1) 1次評価 (内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項により、保険料の徴収を市町村が行う。
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	
/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①の類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-④有効性 ・2-成果指標	滞納整理を進めることで収納率の向上を図る。
/	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
/	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④手段 ・別紙1 全体	督促状・催告状の送付、徴収職員による随時訪問、納付相談などを随時行っている。
合計		評価結果	B
2	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
/	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-④コスト削減の取組	平成26年度からコンビニエンスストアとゆうちょ銀行での納付を開始した。
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-④民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
/	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①の類似事業	
/	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
2	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	ウ
方向性	評価の考え方 (滞納整理事務の場合)		
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える (実施主体を代える)			
イ 手段を改善する (実施の手段を代える)	手段別シートの中のいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合		
ウ 効率化を図る (単位当たりのコストを下げる)	手段別シートの中のいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合		
エ 簡素化する (規模を縮小する)	手段別シートの中のいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合		
オ 統合する (類似事業を統合する)			
3 休止、廃止			
②課題と解決方法 (「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。) 徴収・滞納整理等を直接担当しない職員でも、窓口・電話等において保険料納付率の向上につなげられる対応をとれるように取組む。また、他課と連携し限られた人員の中で効率的に徴収事務を進められるように情報収集に努める。			

(2) 2次評価 (外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

(3) 3次評価 (総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)





行政評価調査書

本務事業名	墓地管理料 滞納整理事務	評価初年度	平成 27 年度
		担当部署名	衛生管理課
		担当者名	天野 さとみ (内線296)
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	市民生活の向上による生活・福祉の向上 (み) づくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1, 2
中項目	市民主体の行政運営の推進	2	
小項目	行政改革の推進	3	
		名称	地方自治法第231条の3 戸籍関係外収入延滞金及び督促手数料徴収条例

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	平成27年度 平成28年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度
③事業の概要 墓地管理料を納期までに納めない墓地区画使用者に対して納付指導し、歳入の確保を図る。				
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 墓地管理料滞納者 対象者(平成27年4月1日) 291件(浜見台墓園263件、堀町公園墓地28件) イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における測定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納件数	説明	各年度末における滞納件数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、窓口訪問、無縁墳墓等改葬公告の官報掲載				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 墓地管理料を確実に収納しないと、公園墓地内の美観の保持や清掃のための財源が確保されず、公園墓地利用者へのサービス提供が困難になる。また、他の墓地区画使用者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 非強制徴収債権(公債権) 類似事例: し尿処理手数料、農業集落排水施設使用料				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 対象者には死亡又は行方不明の者や生活困窮による滞納者も含まれている。滞納整理時にそれぞれの状況に応じた多様な対応やプライバシーへの配慮が求められるが、民間業者は入札により一定期間で順次替わることも想定され、多数の民間業者にこうした個人情報伝わることとなるため好ましくないと考える。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 滞納件数(件)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24年度	浜見台墓園 96.6	#REF!	#REF!	未設定	281	—
	堀町公園墓地 95.0	#REF!	#REF!	未設定	32	—
25年度	浜見台墓園 96.3	#REF!	#REF!	未設定	243	—
	堀町公園墓地 95.9	#REF!	#REF!	未設定	23	—
26年度	浜見台墓園 96.8	#REF!	#REF!	未設定	251	—
	堀町公園墓地 97.2	#REF!	#REF!	未設定	28	—
27年度	96.8			未設定		
①目標値の根拠		課内方針による		1人あたりの滞納年数がそれぞれ異なるため		
②数値で表せない効果						

\*目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移(②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。)

	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)		③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)単位(千円)
		内訳(千円)		平均給与(千円)	人役(%)	
H 24		国庫支出金 市債 その他 一般財源		行政 技労 嘱託 臨時	4,184 4,184 0 0	8,368 50
決算	21,280	21,280 0	17,096	0 0	1,879	68
H 25		国庫支出金 市債 その他 一般財源		行政 技労 嘱託 臨時	4,153 4,153 0 0	8,306 50
決算	21,777	21,777 0	17,624	0 0	1,880	82
H 26		国庫支出金 市債 その他 一般財源		行政 技労 嘱託 臨時	2,908 2,908 0 0	8,306 35
決算	20,800	20,800 0	17,892	0 0	1,883	75
H 27		国庫支出金 市債 その他 一般財源		行政 技労 嘱託 臨時	3,019 3,019 0 0	8,625 35
予算	21,620	17,325 4,295	18,601	0 0	2,314 1,922	

⑤コスト削減の取組

--

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	使用料等の徴入を納付しない者がある場合、これを督促しなければならないため(地方自治法第231条の3)。
	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		
有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効であるため。
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	地方自治法第231条の3に基づき督促や文書催告等を定期的に行っているため。
合計		評価結果	B
2	点		
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	滞納者の状況により、滞納整理時には多様な対応が必要であるため。
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	本人が亡くなった場合も、墓地を使用している家族に承継の手続きの指導をしつつ納付を促すなど、滞納整理以外の事務も必要であるため。
○	⑤成果指標の単当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-②単当たりの行政コスト	人的コストが縮小されたが、文書催告による強化を図った。
合計		評価結果	A
3	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
方向性		評価の考え方(滞納整理事務の場合)	
1	現状のまま継続		
2	見直しの上で継続		
	ア 主体を代える(実施主体を代える)		
	イ 手段を改善する(実施の手段を代える)		手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ 効率化を図る(単当たりのコストを下げる)		手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合
	エ 簡素化する(規模を縮小する)		手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ 統合する(類似事業を統合する)		
3	休止、廃止		
②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)			
市内及び水戸市近辺の市町村については、臨戸訪問による徴収を強化する。また、所在不明の者や果外に住所地がある者等、臨戸訪問による徴収が難しいケースについては、無縁墳墓の改葬公告の官報掲載を積極的に行う。			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	
-------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)



行政評価調査

事務事業名	生活保護費返還金滞納整理事務		評価初年度	平成 27 年度
			担当部署名	生活福祉課
			担当者名	木村（内線294）
第6次総合計画上の施策項目			コード	事業の根拠法令等
大項目	市民生活の向上・自立した「みどりづくり」	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし 1
小項目	行財政改革の推進	3		名称

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S25 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 生活保護費返還金を納期までに納めない者に対し、納付するように指導し、履行延期の特約等を行うことにより、歳入の確保を図る。				
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 生活保護費返還金滞納者 173人 イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標、理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における測定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者(件)数	説明	各年度末における滞納者(件)数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 担当ケースワーカーによる督促、催告、履行延期の特約等を行う。法第78条の規定による不正受給金品の徴収については、生活保護受給中の者からの申し出があれば、保護金品との相殺を行う。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、他の返還対象者に対して公平性が保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 非強制徴収公債権(法第63条、法第77条適用)…老人保護措置費負担金、墓地公園使用料等 強制徴収公債権(法第78条適用)…市税・国民健康保険税等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 個人情報管理に留意する必要がある。また、生活保護受給中の者については、納付指導をしつつ、最低生活を脅かさないようにする必要がある。市が実施するのが望ましいと思われる。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 滞納者数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24年度	65.0	#REF!	#REF!	未設定	121	-
25年度	70.0	#REF!	#REF!	未設定	149	-
26年度	70.0	#REF!	#REF!	未設定	#REF!	-
27年度	70.0			未設定		
①目標値の根拠	過去の実績に基づく数値			過去の実績に基づく数値		
②数値で表せない効果						

\*目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移(②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。)

	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)
			平均給与(千円)	人役(%)	
		内訳(千円)			
H 24		国庫支出金 市債 その他 一般財源	18,828		
決算	18,828	18,828	行政 18,828 技労 0 嘱託 0 臨時 0	8,368	225
H 25		国庫支出金 市債 その他 一般財源	18,689		
決算	18,689	18,689	行政 18,689 技労 0 嘱託 0 臨時 0	8,306	225
H 26		国庫支出金 市債 その他 一般財源	17,858		
決算	17,858	17,858	行政 17,858 技労 0 嘱託 0 臨時 0	8,306	215
H 27		国庫支出金 市債 その他 一般財源	17,250		
予算	17,250	17,250	行政 17,250 技労 0 嘱託 0 臨時 0	8,625	200

⑤コスト削減の取組

⑤コスト削減の取組
-----------

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価  
ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①必要性	
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①必要性	
/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①必要性	
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		
有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	取納率の向上につながっているため
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	
合計		評価結果	B
1	点		
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-③コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	返還金は随時発生するため、連絡調整に要する費用や時間等を考慮すると市が実施した方が効率的である。
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
2	点		

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性 2 ⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針 イ

方向性	評価の考え方(滞納整理事務の場合)
1 現状のまま継続	
2 見直しの上で継続	
ア 主体を代える(実施主体を代える)	
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)	手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合
エ 簡素化する(規模を縮小する)	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
オ 統合する(類似事業を統合する)	
3 休止、廃止	
②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。) 報告は、主に担当ケースワーカーが行っているが、担当レベルでは効果が上がらないこともある。今後は、担当ケースワーカーに係長または課長補佐が同行して随時訪問を行い、納付指導の強化を図る。また、収入申告義務を果たさないことによる不正受給が後を絶たない。ケースワーカーからの従来の指導に加え、収入申告義務、不正受給に関する文書を生活保護受給者へ定期的に送付し、注意喚起を図る。	

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点
----------------------

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
--------

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	
-------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃  
止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃  
止の方向性)





行政評価調査

事務事業名	障害者介護給付費等返還金滞納整理事務	評価初年度	平成 27 年度
		担当部署名	障害福祉課
		担当者名	平澤 (内線 267)
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	市民主体の行政運営の推進	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1
中項目	行政改革の推進	2	
小項目	行政改革の推進	3	
		名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期 22 年度 ②事業の完了予定の有無(有/無) 有 28 年度

③事業の概要  
介護給付費等の不正受給を行った事業所より、不正受給金額の返還を受けるもの。  
返還額が高額な場合においては、返還計画に基づき、分納による返還を行っている。

④事業の目的  
ア【対象】誰を(何を)対象に  
障害者介護給付費等返還金滞納者 対象者(平成27年4月1日) 1人  
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。  
滞納状態を解消する。

⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)

成果指標1  
指標 収納率 説明 各年度末における調定額に対する収入済額の割合

成果指標2  
指標 滞納者(件)数 説明 各年度末における滞納者(件)数

⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。  
納付書(分納)発出

⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。  
未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。  
また、ほかの障害福祉サービス事業者等に対して公平性を保てない。

⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。  
計画通りの定期的な収納があり、収納率の向上につながっており、有効である。

⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業)  
非強制徴収債権(私債権)  
類似事業:水道料金、市営住宅家賃等

⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 滞納者数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24年度	21.8	21.8	100.0	1	1	100.0
25年度	27.9	27.9	100.0	1	1	100.0
26年度	43.7	43.7	100.0	1	1	100.0
27年度	63.2			1		
①目標値の根拠	分納による返還計画に基づくもの。			分納による返還計画に基づくもの。		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移(②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。)

	①行政コスト(②+③)(千円)		②事業費(千円)		③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(単位千円)
	内訳(千円)				平均給与(千円)	人役(%)	
H 24	国庫支出金 0 市債 0 その他 0 一般財源 85	85			84	8,368	1
決算			1		行政 84 技労 0 嘱託 0 臨時 0		85
H 25	国庫支出金 0 市債 0 その他 0 一般財源 85	85			84	8,306	1
決算			1		行政 84 技労 0 嘱託 0 臨時 0		85
H 26	国庫支出金 0 市債 0 その他 0 一般財源 85	85			84	8,306	1
決算			1		行政 84 技労 0 嘱託 0 臨時 0		85
H 27	国庫支出金 0 市債 0 その他 0 一般財源 88	88			87	8,625	1
予算			1		行政 87 技労 0 嘱託 0 臨時 0		

⑤コスト削減の取組

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価  
ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		
有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	
合計		評価結果	A
4	点		
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-③単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
4	点		

事務事業の成果

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性	評価の考え方(滞納整理事務の場合)	
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える(実施主体を代える)		
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続を拡大若しくは縮小する必要がある場合	
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)	手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合	
エ 簡素化する(規模を縮小する)	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合	
オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点
----------------------

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
--------

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)
-------------------

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃  
止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃  
止の方向性)



行政評価調書

事務事業名	開放学級事業保護者負担金滞納整理事務		評価初年度	平成 27 年度
			担当部署名	総合教育研究所
			担当者名	黒須 雅継 (244-1331)
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等	
大項目	市民生活の向上の施策による社会力・自立した社会づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし
小項目	行財政改革の推進	3		1
			名称	地方自治法第240条

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	平成17年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 開放学級事業保護者負担金を納期までに納めない個人に対し、納付するように指導し、又は送付先や公表等を行うことにより、取入の確保を図る。				
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 開放学級事業保護者負担金滞納者 対象者(平成27年4月1日) 163人 イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	取納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者(件)数	説明	各年度末における滞納者(件)数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告など				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に取納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納付者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、取納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 非強制徴収債権(私債権) 類似事業:水道料金、市営住宅家賃等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 取納率(%)			成果指標2 滞納者数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24年度	98.0	96.1	98.1	未設定	133	-
25年度	97.5	96.4	98.9	未設定	141	-
26年度	97.4	96.3	98.9	未設定	163	-
27年度	98.0			未設定		
①目標値の根拠	課内方針			過去の実績に基づく数値		
②数値で表せない効果						

\*目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移(②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。)

	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)		③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(単位千円)	
		内訳(千円)		平均給与(千円)	人役(%)		
H 24		国庫支出金 1,063 市債 その他 一般財源 2,920		行政 3,788 技労 3,348 嘱託 0 臨時 440	8,368	40	30
決算	3,983		195	2,197	20		
H 25		国庫支出金 1,075 市債 その他 一般財源 2,899		行政 3,765 技労 3,323 嘱託 0 臨時 442	8,306	40	28
決算	3,974		209	2,209	20		
H 26		国庫支出金 1,735 市債 その他 一般財源 2,572		行政 4,054 技労 3,323 嘱託 0 臨時 731	8,306	40	26
決算	4,307		253	3,651	20		
H 27		国庫支出金 1,686 市債 その他 一般財源 2,595		行政 4,191 技労 3,450 嘱託 0 臨時 741	8,625	40	
予算	4,281		90	3,702	20		

⑤コスト削減の取組

--

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価  
ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	財源の確保及び公平性の観点から必要である。
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		
有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	収納率の維持、向上のためには有効である。
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	滞納者すべてが督促、催告の対象である。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	
合計		評価結果	B
2	点		
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	督促及び催告については、効率的に執行できている。
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-③単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
4	点		

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
方向性	評価の考え方(滞納整理事務の場合)		
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える(実施主体を代える)			
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合		
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)	手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合		
エ 簡素化する(規模を縮小する)	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合		
オ 統合する(類似事業を統合する)			
3 休止、廃止			
②課題と解決方法(「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。) 高額滞納者に対する納付相談の実施や電話での催告を実施する。			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点
----------------------

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
--------

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃  
止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃  
止の方向性)





行政評価調査

事務事業名	災害援護者貸付金元利収入滞納整理事務		評価初年度	平成 27 年度
			担当部署名	福祉総務課
			担当者名	中嶋 (内線 222)
第6次総合計画上の施策項目			コード	事業の根拠法令等
大項目	市民主体の行政運営の推進	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし 1
小項目	行財政改革の推進	3		名称

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	平成2年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 災害援護資金貸付金を滞納している個人に対し、償還するように指導し、貸付金の返済を図る。 東日本大震災により多数の方に貸付を行ったため、今後滞納整理事務が大幅に増えることが想定される。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に		対象者(平成27年4月1日)		
災害援護資金貸付金の償還滞納者		5人		
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納金の全額償還				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者数	説明	各年度末における滞納者数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促(手段の種類ごとに別紙1に記載してください。)				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に取納しないと、財源が確保されず市民サービスの提供が困難になる。 また、他の貸付事業利用者等に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 非強制徴収債権(私債権) 類似事業:水道料金、市営住宅家賃等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 滞納者数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24年度	2.1	2.1	100.0	19	19	100.0
25年度	8.9	7.9	88.8	8	8	100.0
26年度	8.2	14.9	180.8	7	7	100.0
27年度	16.0			5		
①目標値の根拠	毎月決まった額で償還を依頼しているため滞りなく償還があった場合の金額とした。			毎月決まった額で償還を依頼しているため滞りなく償還があった場合の人数を目標とした。		
②数値で表せない効果						

\*目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移(②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。)

	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(千円)
			平均給与(千円)	人役(%)	
H 24	84	0	84	8,368	1
決算	84	0	84	0	0
H 25	84	0	84	8,306	1
決算	84	0	84	0	0
H 26	84	0	84	8,306	1
決算	84	0	84	0	0
H 27	87	0	87	8,625	1
予算	87	0	87	0	0

⑤コスト削減の取組

⑤コスト削減の取組
-----------

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	条例により義務付けられている。
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-③有効性 ・2-成果指標	取納率の向上につながっており、有効である。
/	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
/	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
/	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	
合計		評価結果	A
4	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
/	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	条例により義務付けられている。
/	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
/	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
4	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性		評価の考え方(滞納整理事務の場合)
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える(実施主体を代える)		
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)		手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)		手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合
エ 簡素化する(規模を縮小する)		手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃  
止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃  
止の方向性)



行政評価調査

事務事業名	市税滞納整理事務		評価初年度	平成 26 年度
			担当部署名	収税課
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等		
大項目	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項	
中項目	2		4. 計画等 5. 特になし 1	
小項目	3		名称	地方税法

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	- 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 市税(市民税・固定資産税・軽自動車税)を納期限までに納めない個人又は法人に対し、納付するように指導し、又は送押え等を行うことにより、財源の確保を図る。				
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 市税滞納者 対象者(平成26年5月31日) 延べ25,545人 イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	取納率	説明	各年度末における測定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者数	説明	各年度末における滞納者数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、納税相談、催告、送押、茨城租税債権管理機構への委託など				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 滞納者から滞納金を確実に取納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納税者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、取納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 強制徴収公債権(地方税の滞納処分例により強制徴収できるもの) 市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保護者負担金、下水道使用料等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 法律上認められていないため				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 取納率(%)			成果指標2 滞納者 延べ人数		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
23年度	88.7	87.8	99.0	未設定	27,788	
24年度	89.0	89.2	100.2	未設定	26,376	
25年度	90.0	91.3	101.4	未設定	25,545	
26年度	91.0	92.9	102.1	未設定	23,659	
27年度	92.0			未設定		
①目標値の根拠	平成23年度決算から毎年度1%ずつ向上させる			大口滞納等の滞納金の縮減に重点を置いているため		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)		②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(千円)
	内訳(千円)	平均給与(千円)		人役(%)		
H 23	国庫支出金 市債 その他 一般財源			161,647 147,036 0 14,611 0	8,509 0 2,197 0	1,728 0 665 0
決算	227,574	227,574	65,927			8
H 24	国庫支出金 市債 その他 一般財源			140,161 124,851 0 14,281 1,029	8,368 0 2,197 1,870	1,492 0 650 55
決算	203,526	203,526	63,365			8
H 25	国庫支出金 市債 その他 一般財源			133,744 123,262 0 10,294 188	8,306 0 2,209 1,880	1,484 0 466 10
決算	187,900	187,900	54,156			7
H 26	国庫支出金 市債 その他 一般財源			141,131 130,156 0 10,749 226	8,306 0 2,282 1,883	1,567 0 471 12
決算	201,302	201,302	60,171			9
H 27	国庫支出金 市債 その他 一般財源			146,284 135,154 0 10,899 231	8,625 0 2,314 1,922	1,567 0 471 12
予算	228,424	228,424	82,140			

⑤コスト削減の取組

--

4 1年目評価

(1) 1次評価 (内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	取納率の目標は過去最大値となっており、実績が目標に達しているため。
/	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	
/	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
/	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
/	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	
合計		評価結果	A
4	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	事務を実施するにあたり、その都度見直しを行い、改善を図っている。また、今後においても、見直しのできる事項が判明した場合には、積極的に改善を行い、事務の効率化を図っていく。
/	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	
/	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
/	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
/	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-③単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
4	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性	評価の考え方 (滞納整理事務の場合)	
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える (実施主体を代える)	手段別シートの中のいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合	
イ 手段を改善する (実施の手段を代える)	手段別シートの中のいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合	
ウ 効率化を図る (単位当たりのコストを下げる)	手段別シートの中のいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合	
エ 簡素化する (規模を縮小する)		
オ 統合する (類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法 (「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)		

(2) 2次評価 (外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 市税及び国民健康保険税は、裁判上の手続を経ずに差押えができる強制徴収債権である。滞納整理事務については、督促、催告書の送付、差押え、租税債権管理機構による困難事案の対応などを実施している。特に差押えの強化や課全体で課題を共有化する事案検討会などの取組は評価できる。しかしながら、不納欠損の中には、分納、差押え又は執行停止の手続を経ない未処理案件があり、これらについて、対応方針を策定し改善していく必要がある。  
 また、財産調査については、執行停止後の調査が実施できていない案件もあるため、追跡調査及び停止解除の実施に向けた改善を図るべきである。  
 水戸市の滞納整理を牽引する立場にある収税課としては、さらなる改善を進めていく必要があるため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

(3) 3次評価 (総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 市税及び国民健康保険税は、差押えをはじめ、督促、催告書の送付、租税債権管理機構による困難事案の対応などの滞納整理手段が概ね適切に実施されている。特に、近年はこれらの滞納整理を強化するとともに、事案検討会を開催して、課全体で課題の共有化を図っている。  
 しかしながら、行政評価委員会からの意見にあるとおり、未処理案件の対応と執行停止後の財産調査について改善を図ることとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	未処理案件の解消を図るため、早期に財産調査を実施し、差押えや執行停止等の取組を強化する。また、執行停止後の財産の追跡調査を強化する。
--------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
現年度分について、早い段階で催告書を送付し、財産調査実施後に差押えや執行停止を速やかに行うなど滞納事案の整理を強化している。また、執行停止した事案についても、収入や預金調査を行うなど取組みを強化している。さらに今年度から滞納者が死亡している事案について、課税サイドとの連携のなかで、相続人調査を始めとした共有者情報の整理等を専任する職員を配置し対応にあたっている。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--







4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	
/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	取納率の目標は過去最大値となっており、実績が目標に達しているため。
/	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-③有効性 ・2-成果指標	
/	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
/	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
/	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④手段 ・別紙1 全体	
合計		評価結果	A
4	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	事務を実施するにあたり、その都度見直しを行い、改善を図っている。また、今後においても、見直しのできる事項が判明した場合には、積極的に改善を行い、事務の効率化を図っていく。
/	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	
/	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-④民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
/	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
/	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
4	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性	評価の考え方(滞納整理事務の場合)	
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える(実施主体を代える)		
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合	
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)	手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合	
エ 簡素化する(規模を縮小する)	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合	
オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法(「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

市税及び国民健康保険税は、裁判上の手続を経ずに差押えができる強制徴収債権である。滞納整理事務については、督促、催告書の送付、差押え、租税債権管理機構による困難事案の対応などを実施している。特に差押えの強化や課全体で課題を共有化する事案検討会などの取組は評価できる。しかしながら、不納欠損の中には、分納、差押え又は執行停止の手続を経ない未処理案件があり、これらについて、対応方針を策定し改善していく必要がある。

また、財産調査については、執行停止後の調査が実施できていない案件もあるため、追跡調査及び停止解除の実施に向けた改善を図るべきである。

水戸市の滞納整理を牽引する立場にある収税課としては、さらなる改善を進めていく必要があるため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

市税及び国民健康保険税は、差押えをはじめ、督促、催告書の送付、租税債権管理機構による困難事案の対応などの滞納整理手段が概ね適切に実施されている。特に、近年はこれらの滞納整理を強化するとともに、事案検討会を開催して、課全体で課題の共有化を図っている。しかしながら、行政評価委員会からの意見にあるとおり、未処理案件の対応と執行停止後の財産調査について改善を図ることとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	未処理案件の解消を図るため、早期に財産調査を実施し、差押えや執行停止等の取組を強化する。また、執行停止後の財産の追跡調査を強化する。
-------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
現年度分について、早い段階で催告書を送付し、財産調査実施後に差押や執行停止を速やかに  
行うなど滞納事案の整理を強化している。また、執行停止した事案についても、収入や預金調査  
を行うなど取組みを強化している。さらに今年度については、茨城県の国民健康保険室が主催す  
るアドバイザー派遣事業を国保年金課とともに受け入れるなど、積極的な取り組みのなかで連携  
強化を図っている。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃 止の方向性)	
---------------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃 止の方向性)	
---------------------------	--



行政評価調査

本務事業名	介護保険料滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度
		担当部署名	介護保険課
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目	市民生活向上の推進による自立・自立した「みどり」づくり	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進		4. 計画等 5. 特になし
小項目	行財政改革の推進	3	1
		名称	地方自治法第231条の3

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	12 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 介護保険料を納期までに納めない個人(被保険者)に対し、納付するように指導し、分納相談や給付制限等を行うことにより、歳入の確保を図る。				
④事業の目的				
ア【対象】誰を(何を)対象に	介護保険料滞納者		対象者(平成26年4月1日)	2,637人
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。	滞納状態を解消し、税の公平性を保つ。			
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者数	説明	各年度末における滞納者数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、納付相談、臨戸訪問など				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納税者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 強制徴収公債権(地方税の滞納処分等の例により強制徴収できるもの) 市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保護者負担金、下水道使用料等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 自主的納付の呼びかけ業務や分割納付の管理業務については、職員や徴収嘱託員で概ね行っている。民間・NPOの場合は個人情報管理について注意する必要がある。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 滞納者数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
23年度	93.9	93.1	99.1	未設定	2,595	
24年度	93.9	93.8	99.9	未設定	2,714	
25年度	94.5	93.6	99.0	未設定	2,637	
26年度	95.0	93.6	98.5	未設定	2,786	
27年度	95.2			未設定		
①目標値の根拠	納付する者が高齢者であることから死亡等による未納分を踏まえ95%を目標とした。			滞納については期別・金額での管理になっているため、目標は滞納率で行っている。		
②数値で表せない効果	滞納整理を行うことによって、制度の理解が深まり、結果として自主納付が増えた。					

\*目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)	④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(千円)	
				平均給与(千円)	人役(%)
		内訳(千円)			
H 24			19,770		
決算	31,646	31,646	11,876	17,573	8,368
				0	210
				2,197	100
				0	
H 25			19,652		
決算	28,874	28,874	9,222	17,443	8,306
				0	210
				2,209	100
				0	
H 26			19,652		
決算	28,874	28,874	9,222	17,443	8,306
				0	210
				2,209	100
				0	
H 26			19,725		
決算	27,317	27,317	7,592	17,443	8,306
				0	210
				2,282	100
				0	
H 27			20,395		
予算	31,121	31,121	10,726	18,113	8,625
				0	210
				2,282	100
				0	

⑤コスト削減の取組

ゆうちょ銀行とコンビニ収納を開始したことで、高齢者でも納付できる環境になり、徴収嘱託員の臨戸訪問に頼る方が減少する。督促状を納付書から圧着ハガキにしたことにより郵送料が減となる。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	/
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	/
/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	/
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①の類似事業	/
合計		評価結果	A
4	点		
有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①の有効性 ・2-成果指標	取納率の向上につながっているため。
/	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	/
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	概ね対象者に対して通知・訪問を行っているため。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①の手段 ・別紙1 全体	取納率の向上につながっているため。
合計		評価結果	A
3	点		
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
/	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	/
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-④コスト削減の取組	臨戸訪問嘱託員や郵送料を減しているため。
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-④民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	徴収は市が実施するものであり、民間・NPOが行う事務が限られるため。
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①の類似事業	介護保険制度の独自性があり、統合による効率化が図れないため。
/	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	/
合計		評価結果	A
3	点		

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性	評価の考え方(滞納整理事務の場合)	
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える(実施主体を代える)		
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合	
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)	手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合	
エ 簡素化する(規模を縮小する)	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合	
オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点
介護保険料は、裁判上の手続を経ずに差押えができる強制徴収債権である。滞納整理事務については、督促、催告書の送付、臨戸訪問などを実施し、延滞金の徴収に取り組んでいるほか、今年度から納付機会を増やすために、コンビニエンスストアでの納付を開始したことは評価できる。しかしながら、不納欠損の該当者の中には、所在不明者が4割以上を占める状況にあり、これらについては、民生委員や関係機関との連携等も検討したうえで対応を図る必要がある。そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
介護保険料は、差押えをはじめ、督促、催告書の送付、臨戸訪問などの滞納整理手段が概ね適切に実施されている。特に、今年度からは、コンビニエンスストアでの納付を開始している。しかしながら、行政評価委員会からの意見にあるとおり、保険料滞納者の中の所在不明者の確認を適切に行うこととし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	所在不明者を確認するため、実態調査を実施するとともに、庁内連携による情報収集・共有を強化する。
-------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
滞納整理について、現在も督促、催告書の送付、臨戸訪問などを実施し、介護保険料の収納の向上に取り組んでいる。  
また、所在不明者については、市民課に不在調査等の実施について協力を依頼し、状況に応じて臨戸訪問を実施するなど、情報収集・連携強化を図っている。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)





行政評価調査

事務事業名	保育所保護者負担金滞納整理事務		評価初年度	平成 26 年度
			担当部署名	幼児教育課
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等		
大項目	行政と市民との協働による自立・自活した「みよ」づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし
小項目	行財政改革の推進	3	名称	地方自治法231条の3

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期 ー 年度 ②事業の完了予定の有無(有/無) 無 ー 年度

③事業の概要  
保育所保護者負担金(利用者負担金)を納期までに納めない個人に対し、督促、納付相談を行うことにより、減入の確保を図る。

④事業の目的  
ア【対象】誰を(何を)対象に  
保育所保護者負担金滞納者(収入未済件数) 対象者(平成26年5月31日) 3,564件  
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。  
滞納状態を解消する。

⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)

成果指標 1			
指標	取納率	説明	各年度末における測定額に対する収入済額の割合
成果指標 2			
指標	収入未済件数(件)	説明	各年の収入未済の累積件数

⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。  
督促状発送、催告書発送、納付相談、児童手当からの申出徴収、財産調査、給与差押事前予告の送付など

⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。  
滞納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納付者に対して公平性を保てない。

⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。  
滞納整理事務は、取納率の向上につながっており、有効である。

⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業)  
強制徴収公債権(地方税の滞納処分等の例により強制徴収できるもの)  
市税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料等

⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察  
法律上認められていないため実施できない。

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標 1 取納率(%)			成果指標 2 収納未済件数(件)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
23年度	92.2	91.9	99.7	未設定	3,727	
24年度	92.5	92.3	99.8	未設定	3,637	
25年度	92.8	92.8	100.0	未設定	3,564	
26年度	93.1	93.8	100.8	未設定	3,185	
27年度	94.6			未設定		
①目標値の根拠	現年度分・過年度分とも取納率が向上したため					
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(㉔+㉕)(千円)		②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(千円)
	内訳(千円)	平均給与(千円)		人役(%)		
H 24	19,148	19,148	215	18,933	8,368	200
決算				行政 16,736 技労 0 嘱託 2,197 臨時 0	2,197	100
H 25	10,778	10,778	263	10,515	8,306	100
決算				行政 8,306 技労 0 嘱託 2,209 臨時 0	2,209	100
H 26	10,812	10,812	224	10,588	8,306	100
決算				行政 8,306 技労 0 嘱託 2,282 臨時 0	2,282	100
H 27	13,502	13,502	249	13,253	8,625	200
予算				行政 8,625 技労 0 嘱託 4,628 臨時 0	2,314	

⑤コスト削減の取組

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-②必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-②必要性	
	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-②必要性	
	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-②必要性	
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-③類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		
有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	平成26年度の目標を達成したため
	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	
合計		評価結果	A
4	点		
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-③民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	市が実施を義務付けられている。
	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-③類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
1	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
方向性		評価の考え方(滞納整理事務の場合)	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
	ア 主体を代える(実施主体を代える)		
	イ 手段を改善する(実施の手段を代える)		手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合、又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
	ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)		手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合
	エ 簡素化する(規模を縮小する)		手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
	オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止			
②課題と解決方法(「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。) 滞納者に対し、庁内機関の協力を得ながら差押え等を実施する。			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 保育所保護者負担金は、裁判上の手続を越えずに差押えが可能な強制徴収債権である。  
 滞納整理事務については、督促、催告書の送付、児童手当からの申出徴収、財産調査などを実施していることは評価できる。  
 しかしながら、納付相談を含めた滞納整理事務の記録や滞納理由の把握が不十分なので強化する必要がある。また、児童手当からの特別徴収の検討や差押えの強化を図る必要がある。  
 そのため、1次評価の「見直しの上で継続(効率化を図る)」は妥当である。  
 なお、利用者の利便性を考慮したクレジットカードやコンビニエンスストアでの納付についても検討するべきである。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 保育所保護者負担金は、児童手当からの申出徴収をはじめ、督促、催告書の送付、財産調査などの滞納整理手段が概ね適切に実施されている。  
 しかしながら、行政評価委員会からの意見にあり、滞納理由の把握の強化、児童手当からの特別徴収、クレジットカードやコンビニエンスストアでの納付について検討を行うこととし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	債権管理の適正化に向けて、滞納理由の把握を強化し、財産調査や差押えを実施するとともに、児童手当からの特別徴収を検討する。また、納付の利便性向上に向けて、クレジットカード、ゆうちょ銀行窓口及びコンビニでの納付を検討する。
-------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
児童手当の申出徴収については、滞納者以外の保護者に対しても制度を周知するとともに申出書を配布した。  
滞納理由の把握に努め、財産調査及び滞納処分へ向け準備を進めている。  
コンビニ収納、ゆうちょ銀行窓口払いは、平成28年度4月からの実施のための準備を進めている。  
特別徴収及びクレジットカードでの納付については、導入を検討する。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標  
(又は休止、廃止の方向性)



行政評価調査

事務事業名	農業集落排水施設使用料滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度
		担当部署名	農業環境整備課
第6次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	市民主体の行政運営の推進	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2	4. 計画等 5. 特になし 1
小項目	行財政改革の推進	3	名称 地方自治法第240条

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	H3 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度	
③事業の概要 農業集落排水施設使用料を納期までに納めない個人又は法人に対し、納付するように指導し、又は強制執行の手続きを差押えや公売等を行うことにより、歳入の確保を図る。					
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 農業集落排水施設使用料滞納者 対象者(平成26年4月1日) 178人 イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。					
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)					
成果指標 1					
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合		
成果指標 2					
指標	滞納者(件)数	説明	各年度末における滞納者(件)数		
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、再催告、臨戸訪問					
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納付者に対して公平性を保てない。					
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。					
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 非強制徴収債権(強制徴収できないため、訴訟手続等が必要なもの) し尿処理手数料、市営住宅、水道料金					
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 滞納整理事務にあたっては、市の適切な管理下にある状況で行わなければならない。					

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標 1 収納率(%)			成果指標 2 滞納者数		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
23年度	90.0	86.1	95.7	未設定	163	
24年度	90.0	86.7	96.3	未設定	210	
25年度	90.0	88.5	98.3	未設定	196	
26年度	90.0	90.3	100.3	未設定	178	
27年度	90.0		0	未設定		
①目標値の根拠	収納対策会議において27年度決算で収納率90%を目標設定			課内部での当面の目標		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)		②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(千円)
	内訳(千円)	平均給与(千円)		人役(%)		
H 23	国民支出金 市債 その他 一般財源			6,808		
決算	7,655	7,655	847	行政 6,808 技労 0 嘱託 0 臨時 0	8,509	80
H 24	国民支出金 市債 その他 一般財源			6,381		
決算	6,992	6,992	611	行政 4,184 技労 0 嘱託 2,197 臨時 0	8,368	50
H 25	国民支出金 市債 その他 一般財源			6,362		
決算	8,696	8,696	2,334	行政 4,153 技労 0 嘱託 2,209 臨時 0	8,306	50
H 26	国民支出金 市債 その他 一般財源			6,435		
予算	7,131	7,131	696	行政 4,153 技労 0 嘱託 2,282 臨時 0	8,306	50
H 27	国民支出金 市債 その他 一般財源			6,627		
予算	7,769	7,769	1,142	行政 4,313 技労 0 嘱託 2,314 臨時 0	8,625	50

⑤コスト削減の取組  
口座振替の利用促進

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①必要性	債権については、督促、強制執行等必要な措置をとらなければならないため(自治法第240条)
/	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①必要性	/
/	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①必要性	/
/	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①必要性	/
/	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	/
合計		評価結果	A
4	点		
有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	取納率の向上につながっているため
/	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	/
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	対象者全員に対して、滞納整理を行っているため
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	滞納者の実情を把握し、その実情に即した処理を適切に行っているため
合計		評価結果	A
3	点		
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	最小のコストに抑えながら、効率的に行っているため
/	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	/
/	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	/
/	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	/
/	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-③単位当たりの行政コスト	/
合計		評価結果	A
4	点		

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性	評価の考え方(滞納整理事務の場合)	
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える(実施主体を代える)		
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合	
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)	手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合	
エ 簡素化する(規模を縮小する)	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合	
オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
農業集落排水施設使用料は、差押えに訴訟の提起が必要な非強制徴収債権である。滞納整理事務については、督促、催告書の送付、臨戸訪問などを適切に実施している。特に、産業経済部の管理職自らが臨戸訪問するなど、積極的に納付指導を行っていることは評価できる。  
しかしながら、消滅時効を中断するために納付誓約書の徴収を強化するほか、滞納理由の整理を行うべきである。  
そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
農業集落排水施設使用料は、臨戸訪問をはじめ、督促、催告書の送付などの滞納整理手段が概ね適切に実施されている。特に、産業経済部の管理職自らが臨戸訪問するなど、積極的に納付指導を行っている。  
しかしながら、行政評価委員会からの意見にあるとおり、納付誓約書の徴収の強化及び滞納理由の整理を行うこととし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	債権管理の適正化に向けて、積極的に臨戸訪問を実施し、具体的な滞納理由を把握するとともに、納付誓約書の徴収を強化する。
-------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
滞納理由を整理するため、月末締めで訪問状況をまとめ、各々の情報を共有することとした。また、滞納開始からの日が浅い早期滞納者を産業経済部の管理職に割り当て、長期滞納者を専門職である徴収嘱託員に割り当てることで効率性の向上を図った。平成27年度から滞納者の類型化作業を進めるとともに納付誓約書の徴取については引き続き推進する。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--





行政評価調査

事務事業名	市営住宅家賃等滞納整理事務		評価初年度	平成 26 年度
			担当部署名	住宅政策課
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等		
大項目	市民生活の向上・自立した「みち」づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	市民主体の行政運営の推進	2		4. 計画等 5. 特になし 1
小項目	行財政改革の推進	3	名称	地方自治法第240条

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S26 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 市営住宅使用料を納期までに納めない入居者及び連帯保証人に対し、督促、催告、納付指導を行い、最終的には訴訟等を行い滞入の確保を図る。				
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 市営住宅使用料滞納者及び連帯保証人 1,423人 イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	収納率(%)	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合	
成果指標2				
指標	滞納者数(人)	説明	各年度末における滞納者数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告、納付指導、出頭要請、明渡請求、訴訟、和解、強制執行				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 滞納者から住宅使用料を確実に収納しないと、財源の確保が困難になるとともに、受益者負担の原則から他の居住者に対して公平性を保てない。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 非強制徴収債権(強制徴収できないため、訴訟手続等が必要なもの) し尿処理手数料、農業集落排水施設使用料、水道料金等				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 平成26年度から、指定管理者に市営住宅の入退去、維持、修繕、収納事務について委託を行っており、今後は、指定管理者との連携を図った対応を強化する。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 滞納者数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
23年度	58.2	56.6	97.3	未設定	1,409	
24年度	58.2	57.4	98.6	未設定	1,440	
25年度	58.2	57.2	98.3	未設定	1,423	
26年度	59.2	56.2	94.9	未設定	1,352	
27年度	61.2		0	未設定		
①目標値の根拠	実績に基づいた行革プラン 2013の目標値			滞納者数の目標は設定していません。		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)	④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(千円)	
				平均給与(千円)	人役(%)
		内訳(千円)			
H 23		国庫支出金 市債 その他 一般財源		41,423 36,589 0 4,834	
決算	45,994	4,571	4,571	8,509	430
H 24		国庫支出金 市債 その他 一般財源		38,725 33,891 0 4,834	
決算	44,019	5,294	5,294	8,368	405
H 25		国庫支出金 市債 その他 一般財源		40,212 33,474 0 6,738	
決算	46,754	6,542	6,542	8,306	403
H 26		国庫支出金 市債 その他 一般財源		16,612 16,612 0 0	
決算	42,296	25,684	25,684	8,306	200
H 27		国庫支出金 市債 その他 一般財源		17,250 17,250 0 0	
予算	43,224	25,974	25,974	8,625	200

⑤コスト削減の取組

平成26年度より、指定管理者制度を導入し、前年度と比較して約330万円の経費削減。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
4	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	収納率の向上につながっているため。
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者(※)が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	ほぼ対象者全員に実施しているため。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①手段 ・別紙1 全体	督促から始まり、催告、納付指導、出頭要請と段階を踏まえて最終的には訴訟まで行っているため。
合計		評価結果	A
3	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	指定管理者制度の導入
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-③単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
1	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
方向性	評価の考え方(滞納整理事務の場合)		
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える(実施主体を代える)			
イ ○ 手段を改善する(実施の手段を代える)	手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合、又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合		
ウ 効率化を図る(単位当たりのコストを下げる)	手段別シートのいずれかの手段において、効率化(廃止を含む。)を図る必要がある場合		
エ 簡素化する(規模を縮小する)	手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合		
オ 統合する(類似事業を統合する)			
3 休止、廃止			
②課題と解決方法(「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。) 収納機会を増やすための、ゆうちょ銀行やコンビニでの収納の実施			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
市営住宅家賃等は、私法上の契約等に基づいて発生し、差押えに訴訟の提起が必要な私債権である。滞納整理事務については、督促、訴訟の提起、強制執行などを実施している。特に、今年度からは指定管理者制度の導入により、滞納整理事務についても、督促、臨戸訪問などを指定管理者に委託している。また、納付機会を増やすために、コンビニエンスストアやゆうちょ銀行での収納を検討していることは評価できる。  
しかしながら、住宅の明渡請求などの法的措置や連帯保証人に対する納付指導を強化する必要がある。そのため、1次評価の「見直しの上で継続(効率化を図る)」は妥当である。  
なお、指定管理者からの提案を活用するなど連携を強化すべきである。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
市営住宅家賃等は、強制執行をはじめ、督促、催告書の送付、訴訟の提起などの滞納整理手段を概ね適切に実施している。特に、今年度からは指定管理者制度の導入により、滞納整理事務についても、督促、臨戸訪問などを指定管理者に委託している。  
しかしながら、行政評価委員会からの意見にあるとおり、住宅の明渡請求などの法的措置や連帯保証人に対する納付指導の強化を図ることとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。  
なお、指定管理者からの提案を活用するなど連携を強化することとする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	納付の利便性向上に向けて、ゆうちょ銀行及びコンビニにおける納付の導入を図る。また、債権管理の適正化に向けて、連帯保証人に対する納付指導及び住宅の明渡請求等法的措置の強化を図る。なお、指定管理者からの提案を活用するなど、連携の強化を図る。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 ゆうちょ銀行及びコンビニにおける収納は、平成28年度当初の導入を目指してシステム改修等の準備を進めている。  
 連帯保証人に対する納付指導は、効果的な手法を検討しており、本年度の早いうちに実施する。住宅の明渡請求等の法的措置は、これまでの「訴えの提起」に加え、新たに「即決和解」、「支払督促」による事務手続きの確立を目指しており、本年度後半から着手することとしている。  
 さらに、指定管理者とは、毎月の連絡会議や随時の担当者会議等を通し、情報の共有化を行い、適正管理の実施について連携強化を図っている。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--



延滞金の徴収について

延滞金の徴収については、昨年度、「滞納整理事務」を対象に、行政評価が行われた結果、収滞対策本部の調整のもと、延滞金徴収に対する考え方を全庁的に整理すると、総合評価が決定したところである。

このことから、行政評価の対象となった債権のうち、税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例に定めのある公債権について、現行システムが延滞金徴収に対応できる環境となっているかシステムの状況を調査した。

1. 調査対象科目

担当課	歳入科目	債権区分	システム名称
衛生管理課	し尿処理手数料	非強制徴収公債権	e-SUITE
	墓地公園使用料	非強制徴収公債権	墓地管理システム
国保年金課	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	e-SUITE
介護保険課	介護保険料	強制徴収公債権	e-SUITE
農業環境整備課	農業集落排水事業分担金	強制徴収公債権	農業集落排水システム
	農業集落排水施設使用料	非強制徴収公債権	農業集落排水システム
下水道管理課	下水道事業受益者負担金	強制徴収公債権	e-SUITE
	下水道使用料	強制徴収公債権	水戸市上下水道料金システム
幼児教育課	保育所保護者負担金	強制徴収公債権	e-SUITE
	家庭的保育事業等保護者負担金	強制徴収公債権	e-SUITE

2. 調査結果

別紙のとおり

3. 調査結果に基づく対応方針

別紙延滞金の徴収に係るシステムの状況調査結果により、各課で管理する債権の区分・すてに延滞金を徴収している単目のシステムとの類似性・今後も継続的な債権の発生があるなどの要件を総合的に踏まえ、保育所保護者負担金・家庭的保育事業等保護者負担金から延滞金徴収のための環境を整備することとし、その後順次他の公債権においても延滞金徴収のための環境の構築を図ることとする。

延滞金の徴収に係るシステムの状況調査結果

担当課	歳入科目	債権区分	システム名称	調査項目			
				① 領収日の区分	② 時効の管理	③ 延滞金の表示	④ 計算根拠の確認
衛生管理課	し尿処理手数料	非強制徴収公債権	e-SUITE	○	×	×	×
	墓地公園使用料	非強制徴収公債権	墓地管理システム	○	×	×	×
介護保険課	介護保険料	強制徴収公債権	e-SUITE	○	○	○	○
国保年金課	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	e-SUITE	○	○	○	○
農業環境整備課	農業集落排水事業分担金	強制徴収公債権	農業集落排水システム	○	×	×	×
	農業集落排水施設使用料	非強制徴収公債権	農業集落排水システム	○	×	×	×
下水道管理課	下水道事業受益者負担金	強制徴収公債権	e-SUITE	○	×	×	×
	下水道使用料	強制徴収公債権	水戸市上下水道料金システム	○	×	×	×
幼児教育課	保育所保護者負担金	強制徴収公債権	e-SUITE	○	×	×	×
	家庭的保育事業等保護者負担金	強制徴収公債権	e-SUITE	○	×	×	×

※ 上記のうち、介護保険料と後期高齢者医療保険料については延滞金を徴収している。



行政評価調査

事務事業名	墓地公園管理運営事務	評価初年度	平成 25 年度
		担当部署名	衛生管理課
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目	人と自然が共生し快適に暮らせるまちづくり	2	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	快適な生活環境の実現	2	4. 計画等 5. 特になし 1, 2
小項目	墓園の整備	7	名称 墓地、埋葬等に関する法律 水戸市墓地等の経営の許可等に関する条例 水戸市公園墓地条例及び施行規則

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 浜見台墓園内に管理事務所を置き、浜見台墓園及び堀町公園墓地の巡回及び清掃・低木剪定、納骨手続、墓籍簿管理等事務、墓石工事受付及び竣工検査等を行う。				
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に 全市民				
対象を表す数値 269,636人(平成25年4月1日現在 水戸市の常住人口)				
【理想像】どのような状態にしたいのか。 施設の安定的運営に努めるとともに、市民の墓地需要に対して適切な供給を図り、墓地使用者及び墓参者にとって、故人を偲び自らも安らぎを得られる場とする。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標 1				
指標	公園墓地の全区画面積	説明	市が設置している公園墓地の全区画面積 浜見台墓園(6,761区画)、堀町公園墓地(749区画)の全区画面積 47,582㎡	
成果指標 2				
指標	待機者数	説明	遺骨を自宅等に安置する者で、公園墓地の使用を希望しているが、空き区画がないため、使用可能区画の発生を待っている者の数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 墓園の適正管理に努めるとともに、墓地使用の待機者の解消に向け墓地区画の増設等を行う。平成25、26年度 浜見台墓園において、墓地区画を増設し、約400基(1,600㎡)を供給予定。(平成22年度から墓地返還促進事業を実施、返還された墓地を希望者に提供している。)				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 墓地の経営主体については、永続性及び非営利性の確保の観点から、地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情であっても宗教法人等に限られている。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 公営墓地は、宗旨や宗派などの宗教的な制約がなく利用でき、また、市民の需要に応じた計画的な墓地の供給及び施設の安定的運営が可能である。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 公園墓地事業は地方公共団体以外には実施できないが、民間における類似事業として、宗教法人が経営している寺院墓地、地縁に基づいて形成された団体が経営している共同墓地等がある。				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 民間が実施した場合、費用対効果の面で有効と思われるが、運営にあたっては、個人情報が多く含まれる墓籍簿の適正管理や突発的な苦情等に対する迅速な対応など、墓地管理業務の特殊性(高い倫理性や市民が安心して利用できる体制づくり等)を考慮する必要がある。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標 1 公園墓地の全区画面積			成果指標 2 待機者数		
	(㎡)			(人)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	未設定	47,094	—	0	0	—
22年度	未設定	47,582	—	0	38	—
23年度	未設定	47,582	—	0	76	—
24年度	未設定	47,582	—	0	110	—
25年度	48,754	48,754	100	0	168	—
26年度	49,218	49,218	100	0	30	—
27年度	49,218			0		
①目標値の根拠	47,606㎡+1,612㎡(403区画増設面積) = 49,218㎡			H22年度から墓地返還促進事業を実施 H25、26年度に墓地増設、順次供給予定		

②数値で表せない効果 市営墓園以外に宗教法人等の経営する墓地もあるが、水練性や安定性の問題、宗教・宗派へのこだわりがあることから市営墓園を希望する市民が多い。

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)	④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標1実績)(円)	
				平均給与(千円)	人役(%)
		内訳(千円)			
H 23		国庫支出金 市債 その他 一般財源	17,662 8,509 7,505 1,648 0		
決算	34,700	17,038	17,038	8,509 7,505 2,197 0	100 100 75
H 24		国庫支出金 市債 その他 一般財源	18,070 8,368 7,505 2,197 0		
決算	35,166	17,096	17,096	8,368 7,505 2,197 0	100 100 100
H 25		国庫支出金 市債 その他 一般財源	18,367 8,306 7,852 2,209 0		
決算	35,991	17,624	17,624	8,306 7,852 2,209 0	100 100 100
H 26		国庫支出金 市債 その他 一般財源	18,440 8,306 7,852 2,282 0		
決算	36,332	17,892	17,892	8,306 7,852 2,282 0	100 100 100
H 27		国庫支出金 市債 その他 一般財源	18,930 8,625 7,991 2,314 0		
予算	37,531	18,601	18,601	8,625 7,991 2,314 0	100 100 100

⑤コスト削減の取組

4 1年目評価  
 (1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価  
 ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	水戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条(経営の許可の要件)
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	公園墓地は市民生活にとって必要なもので公共的な施設であり、地方公共団体が墓地経営することは重要な市民サービスである。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	空きが無い状況にあり、平成24年度末で待機者が110名いる。
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
3	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	市民の需要に応じた計画的な墓地の供給及び施設の安定的運営ができる。
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	宗旨や宗派などの宗教的な制約がなく利用できる。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①事業の目的 ・2-成果指標	水戸市第5次総合計画3か年実施計画に基づき実施している。
合計		評価結果	A
3	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	公園墓地事業に関しては、民間やNPOは実施できない。
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	市の事務事業で類似したものは無い。
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-⑤単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
2	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	ウ
---------	---	-------------------------	---

1 現状のまま継続  
 2 見直しの上で継続  
 ア 主体を代える(実施主体を代える)  
 イ 手段を改善する(実施の手段を代える)  
 ウ 効率化を図る(結果単位当たりのコストを下げる)  
 エ 簡素化する(規模を縮小する)  
 オ 統合する(類似事業を統合する)  
 3 休止、廃止

②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)

課題  
 平成25,26年度の墓地増設(400基)により、園内の巡回管理・清掃(共有部分)・墓地内施工届受付及び竣工検査等の増。

解決方法  
 組織の見直しをして(公園墓地管理事務所を衛生管理課管理係に統合等)、職員給与費等を削減し、事務の効率化を図る。

[備考]  
 (これまでの主な取り組み)  
 ・平成19年度から園内通路の安全確保のため、年次計画により、開閉している道路側溝に蓋をかけた車両事故防止等に努めている。  
 ・平成21年度から墓園利用者(高齢者)の利便性向上を図るために、お盆とお彼岸に借上げバスにて墓参者の送迎を行っている。  
 ・平成22年度から墓地巡回促進事業を実施し、使用されていない墓地区画の巡回を促進し、早急に墓地を必要とする者へ提供を実施している。  
 ・平成25年度、墓園入口付近の駐車場内に新たなトイレを設置し、利用者の利便性を図り公衆衛生の向上に努める。

※ 今後も公園墓地利用者や墓参者の利便性やサービス向上を継続的に図っていく。なお、指定管理者制度等の導入については、十分慎重に検討を要する。

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
 委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 公園墓地は、墓地の安定的な管理運営に努めるとともに、墓地使用者及び墓参者が安心して墓地を利用できるように設置されている施設である。  
 施設の効率的な管理については、組織の統合を行うなどの効率的な管理も検討するべきである。また、少子・高齢化及び核家族化が進み、家族のあり方やライフスタイルも変化してきている状況に鑑み、無縁墓地への対応が今後とも必要になってくると考えられる。そのため、1次評価の「見直しの上で継続(効率化を図る)」は妥当である。  
 なお、実施しているお盆・彼岸の際の循環バスの運行など、利用者の利便性の向上に向けた取組について、今後も積極的に進めることが重要である。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 公園墓地は、墓地の安定的な管理運営に努めるとともに、墓地使用者及び墓参者が安心して墓地を利用できるように設置されている施設である。  
 施設管理の効率化を図るため、組織の統合を行うなど、体制の効率化について検討を進めることとし、「見直しの上で継続(効率化を図る)」とする。  
 また、巡回バスなどのサービスについて効果検証を行うなど、利用者の利便性向上に向けた検討については、継続的に進めることとする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	施設管理の効率化を図るため、組織の見直しの検討を行う。 また、利用者の利便性を高めていくため、巡回バスについて、アンケート調査による効果検証などを行う。
-------------------	---



6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 施設管理の効率化を図るため、体制の効率化について、他市の事例を含め調査検討中である。  
 また、巡回バスなどのサービスについて効果検証を行うため、今年度、お盆、お彼岸時にアンケート調査を実施予定である。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 公園墓地の管理運営については、昨年度の評価を受け、効率化を図るための組織の見直し及び巡回バスの効果検証を改善目標として掲げているところである。  
 そのうち、巡回バスのアンケート調査は今年度実施済みであり、この点については評価終了とする。  
 しかし、組織の見直しについては、他市事例の調査にとどまっていることから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 公園墓地の管理運営については、効率化を図るための組織の見直し及び巡回バスの効果検証を1年目改善目標としている。  
 このうち、巡回バスのアンケート調査は今年度実施済みであり、この点については評価終了とする。  
 しかし、組織の見直しについては、他市事例の調査にとどまっているため、検討が必要である。  
 このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、墓籍簿事業の電算化を図るとともに、管理業務の委託化に向けて検討を行う。
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 市営墓地を開設する中核市及び施行時特別市の管理運営状況について、調査を行う。その調査結果も踏まえながら、民間活力活用に向けて、対象とする業務の範囲と採用する手法について協議をしていく。  
 また、改善目標の1つである墓籍簿のデータ管理化に向けた墓地管理システムの改修を行い、平成28年度よりシステム稼働の予定である。

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--



行政評価調査

事務事業名	斎場管理運営事務		評価初年度	平成	25年度
			担当部署名	衛生管理課	斎場
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等			
大項目	人と自然が共生し快適に暮らせるまちづくり	2	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項	
中項目	快適な生活環境の実現	2		4. 計画等 5. 特になし	
小項目	斎場の整備	7	名称	墓地、埋葬等に関する法律 市斎場条例及び施行規則	

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	52年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
----------	------	------------------	---	----

③事業の概要  
 公衆衛生の向上及び市民の福祉増進を図るため、斎場を改設し以下のような業務を行っている。  
 火葬許可を受けた遺体の火葬業務  
 通夜式・告別式を行うための式場及び待合室の貸出し業務  
 式場及び火葬施設の維持管理業務

④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に  
 全市民(市外利用者も可)

対象を表す数値 269,636人(平成25年4月1日現在 水戸市の常住人口)+α(本市以外の住民で利用を希望する者)  
 【理想像】どのような状態にしたいのか。

本格的な高齢化社会の到来に伴う火葬件数の増加など、多様化する利用者ニーズに対応した施設の管理運営が行われている状態。

⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)

成果指標1			
指標	火葬件数	説明	年間火葬件数

成果指標2			
指標	式場及び待合室使用件数	説明	年間式場及び待合室使用件数

⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。  
 御霊となられた遺体を火葬する。(日最大 11件)  
 通夜や葬儀の式場及び待合室を提供する。(通夜及び葬儀 日最大 9件)  
 年次的に施設や設備の改修を行う。

⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。  
 市内では他に火葬場がなく、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要不可欠である。  
 また、火葬場と併設した式場は、利用者の利便性から必要である。

⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。  
 市民の火葬需要に適切に対応することで、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与する。  
 火葬場に式場を併設するなど、市民の多様化するニーズに対応し、利用者の利便性向上を図っている。

⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業)  
 火葬業務については、市内では市斎場以外に業務を行う施設はない。  
 葬送儀礼については、民間葬祭業者の式場施設がある。

⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察  
 民間のノウハウを活用し、市民の多様なニーズに応じた要員配置が可能になるものと考察されるが、一方で火葬業務は、遺族にとって最後のお別れの場であり、業務の性質上馴染まない面があるものと考察される。

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1			成果指標2		
	火葬件数(件)			式場及び待合室使用件数(件)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	2,250	2,372	105.4222	4,150	4,160	100.2410
22年度	2,250	2,559	113.7333	4,150	4,552	109.6867
23年度	2,350	2,690	114.4681	4,200	4,458	106.1429
24年度	2,350	2,549	108.4681	4,200	4,202	100.0476
25年度	2,500	2,656	106.2400	4,250	4,208	99.0118
26年度	2,500	2,652	106.0800	4,250	4,136	97.3176
27年度	2,500			4,250		
①目標値の根拠	火葬件数の実績から算出			式場等の使用件数の実績から算出		
②数値で表せない効果	市内で唯一の火葬業務を執行している。					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移(行政コスト内訳は別紙のとおり)

① 火葬に係る行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)		②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標1実績)
	内訳(千円)			平均給与(千円)	人役(%)	
H 23	国庫支出金			40,402		
	市債			行政 5,531	8,509	65
	その他	19,817		技労 33,773	7,505	450
決算	一般財源	39,962	19,377	嘱託 1,099	2,197	50
				臨時 0		
						22,223
H 24	国庫支出金			40,310		
	市債			行政 5,439	8,368	65
	その他	19,226		技労 33,773	7,505	450
決算	一般財源	42,567	21,483	嘱託 1,099	2,197	50
				臨時 0		
						24,242
H 25	国庫支出金			41,837		
	市債			行政 5,399	8,306	65
	その他	20,340		技労 35,334	7,852	450
決算	一般財源	47,510	26,013	嘱託 1,105	2,209	50
				臨時 0		
						25,546
H 26	国庫支出金			42,345		
	市債			行政 5,399	8,306	65
	その他	36,361		技労 35,334	7,852	450
決算	一般財源	34,889	28,905	嘱託 1,141	2,282	50
				臨時 471	1,883	25
						26,866
H 27	国庫支出金			43,205		
	市債			行政 5,606	8,625	65
	その他	40,658		技労 35,960	7,991	450
予算	一般財源	34,124	31,577	嘱託 1,157	2,314	50
				臨時 482	1,929	25
⑤コスト削減の取組 照明器具の間引き点灯による節電						

②式場における行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)			②事業費(千円)	③人件費(千円)			④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2実績)	
	内訳(千円)				平均給与(千円)	人役(%)			
H 23	国庫支出金			29,065	行政	17,437		10,431	
決算	市債				行政	11,487	8,509		135
	その他	42,570			技労	3,753	7,505		50
	一般財源	3,932			嘱託	2,197	2,197		100
					臨時	0			
H 24	国庫支出金			32,225	行政	17,246		11,773	
決算	市債				行政	11,297	8,368		135
	その他	39,524			技労	3,753	7,505		50
	一般財源	9,947			嘱託	2,197	2,197		100
					臨時	0			
H 25	国庫支出金			35,477	行政	17,348		12,553	
決算	市債				行政	11,213	8,306		135
	その他	38,370			技労	3,926	7,852		50
	一般財源	14,454			嘱託	2,209	2,209		100
					臨時	0			
H 26	国庫支出金			31,143	行政	17,421		11,742	
決算	市債				行政	11,213	8,306		135
	その他	19,512			技労	3,926	7,852		50
	一般財源	29,052			嘱託	2,282	2,282		100
					臨時	0	1,883		
H 27	国庫支出金			39,278	行政	17,953		11,742	
予算	市債				行政	11,644	8,625		135
	その他	20,382			技労	3,996	7,991		50
	一般財源	36,849			嘱託	2,314	2,314		100
					臨時	0	1,929		

⑤コスト削減の取組  
照明器具の間引き点灯による節電

4 1年目評価  
(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価  
ア 評価シート  
該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	薪焼、雑草等に関する法律第4条第2項 火葬は、火葬場以外で行ってはならない
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-①の必要性	市内唯一、火葬業務を行っている
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	市内唯一、火葬業務を行っている
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-④類似事業	
合計		評価結果	A
3	点		
有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑥有効性 ・2-成果指標	市民福祉増進に寄与
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	市内・市外問わず申請がある
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	
合計		評価結果	A
4	点		
効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑥コスト削減の取組	業務に支障のない範囲での節電対策
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑥民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-④類似事業	斎場は単独施設である
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
2	点		

イ 評価結果

①今後の方向性 2 ⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針 イ

- 1 現状のまま継続  
 2 見直しの上で継続  
   ア 主体を代える（実施主体を代える）  
   イ 手段を改善する（実施の手段を代える）  
   ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）  
   エ 簡素化する（規模を縮小する）  
   オ 統合する（類似事業を統合する）  
 3 休止、廃止

②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）  
 1 新しい斎場の整備に合わせて、指定管理者制度等の導入について検討する。  
 2 市民の要望に対しては、継続して応えていくことで、市民サービスの向上に努める。

【備考】

（これまでの主な取り組み）

- ・火葬業務については、冬季の繁忙時において、1日当たり最大受入れ件数を11件から12件に増やして柔軟な対応を実施。
- ・各待合室に、和室用のイスを設置し、利用者（高齢者）の利便性を図る。
- ・式場における生花等の数の制限について緩和を実施。（各式場3対から、第1式場18基、第2式場12基、第3式場10基に緩和）
- ・第3式場については、利用者の利便性に配慮し、和室から洋室へ改装を実施。（第1・第2式場は洋室）

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 斎場は、遺体の火葬及び通夜等のための式場の貸出しを行い、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するために設置されている施設である。  
 斎場は、多くの市民が利用する施設であり、また、安定した運営が求められる点からも行政が担う役割は大きい。式場業務など民間の持つノウハウを活用することで、一層のサービスの向上が見込まれる業務については、委託化等の検討を行うべきである。そのため、一次評価の「見直しの上で継続（手段を改善する。）」は妥当である。  
 なお、施設の老朽化が進んでいるので、清掃等の施設管理を十分行うとともに、利用者に対するきめ細かなサービスについても十分に配慮する必要がある。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 斎場は、遺体の火葬及び通夜等のための式場の貸出しを行い、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するために設置されている施設である。  
 行政評価委員会から「式場業務など民間の持つノウハウを活用することで、一層のサービスの向上が見込まれる業務については、委託化等の検討を行うべきである。」という意見が出されていること、また、他市においても、式場業務及び火葬業務に委託を導入している事例があることから、管理運営手法について検討を行う必要がある。  
 そのため、市民サービスの維持・向上及び効果的な運営に向け、民間活力活用の検討を進めることとし、「見直しの上で継続（手段を改善する。）」とする。  
 また、施設管理に当たり、利用者に対するきめ細かなサービスについても十分に配慮することとする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	施設の管理運営について、本館の耐震化補強工事に合わせて、施設・設備の充実を図り、利用者のサービス向上に努める。 また、他市町村の状況調査を実施するなど、民間活力活用の検討を行う。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 施設管理に当たっては、今年度、本館耐震化補強工事に合わせてオムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備、本館1階の男女和式トイレの洋式化などの整備を行い施設の充実を図る。  
 また、管理運営手法については、他市の事例を含め調査検討中である。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）  
 斎場の管理運営については、昨年度の評価を受け、本館の耐震化補強工事に合わせた施設設備の充実化、民間活力活用の検討を改善目標に掲げているところである。  
 このうち、施設設備の充実化については、今年度、本館耐震補強工事に合わせて、オムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備や、本館1階のトイレの洋式化などを実施予定であり、この点については評価終了とする。  
 しかし、民間活力活用の検討については、他市事例の調査にとどまっていることから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）  
 斎場の管理運営については、本館の耐震化補強工事に合わせた施設設備の充実化、民間活力活用の検討を1年目改善目標としている。  
 このうち、施設設備の充実化については、今年度、本館耐震補強工事に合わせて、オムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備や、本館1階のトイレの洋式化などを実施予定であり、この点については評価終了とする。  
 しかし、民間活力活用の検討については、他市事例の調査にとどまっているため、検討が必要である。  
 このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

7 2年目改善目標（2年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、民間活力活用の対象範囲（火葬業務、施設管理業務）については、他市事例を参考に検討を行う。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、民間活力活用の対象範囲（火葬業務、施設管理業務）について、平成26年度に調査した他市事例を参考に導入業務、時期及び運営方法の比較検討を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

9 3年目改善目標（3年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--



行政評価調査

事務事業名	内原高齢者センター管理運営事務	評価初年度	平成	25年度
		担当部署名	高齢福祉課	
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等		
大項目	思いやり、助け合い、まちの心を育てよう	3	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	ともに支えあう福祉社会の現実	1		4. 計画等 5. 特になし 2
小項目	高齢者支援の充実	2	名称	水戸市内原高齢者センター条例 水戸市内原高齢者センター条例施行規則

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	平成2年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 高齢者の生きがいづくりの推進と健康及び福祉の増進を図るため、内原高齢者センターを設置しており、その管理運営を行う。				
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に ・本市に居住する者で60歳以上の者 ・高齢者相互及び世代間の交流の推進を図る者及び団体				
対象を表す数値	市内に居住する60歳以上の方80,938人			
【理想像】どのような状態にしたいのか。 スポーツ活動を中心とした健康づくり、高齢者相互及び世代間の交流等の推進を図ることで高齢者が健康で生き生きと生活ができる状態。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	施設利用者数	説明	センター利用者の延べ人数	
成果指標2				
指標	自主事業実施回数	説明	高齢者クラブ等が企画・立案し、実施するイベント等の回数 (例)高齢者クラブ内原ブロック運動部コートボール、グラウンドゴルフ等の練習会、月例競技会及びルール習得、競技力向上講習会など	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 ・内原地区高齢者クラブ連合会と連携した自主事業を実施し、利用促進を図る。 ・高齢者への健康づくり講座等を実施している団体との協働事業として、教室や講座の開催を図る。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 ・内原地区の高齢者が健康づくりや教養の向上を図るための場所が必要である。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 ・運動場に隣接しており、スポーツを中心とした高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの拠点となっている。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) ・健康づくりや教養の向上を図るための教室や講座等の事業は、内原地区においては他に内原中央公民館で行っている。				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 ・規模が小さく人員の配置はない。併設する浴場や喫煙施設などもないが、地区高齢者のニーズを取り入れた自主事業の開催が可能かと考えられる。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1			成果指標2		
	施設利用者数 (人数/年)			自主事業実施回数 (回/年)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	6000	6560	109.33	150	177	118.00
22年度	6000	5190	86.50	150	152	101.33
23年度	6000	2265	37.75	150	78	52.00
24年度	6000	6420	107.00	150	190	126.67
25年度	6000	6660	111.00	150	201	134.00
26年度	6000	7040	117.3333	150	198	132.00
27年度	6000			150		
①目標値の根拠	高齢者クラブ運動部所属会員の活動予定回数と会員数からの設定			高齢者クラブ運動部所属会員等の活動回数から設定		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)		②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標1実績)(円)
	内訳(千円)	平均給与(千円)		人役(%)		
H 23 決算	国県支出金		1,474	681	8,509	8
	市債					
	その他	47				
	一般財源	2,108				
H 24 決算	国県支出金		1,200	669	8,368	8
	市債					
	その他	99				
	一般財源	1,770				
H 25 決算	国県支出金		1,205	664	8,306	8
	市債					
	その他	106				
	一般財源	1,763				
H 26 決算	国県支出金		1,355	664	8,306	8
	市債					
	その他	109				
	一般財源	1,910				
H 27 予算	国県支出金		1,283	690	8,625	8
	市債					
	その他	106				
	一般財源	1,177				

⑤コスト削減の取組

・常駐職員は配置せず、シルバー人材センターへ管理業務委託を行っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-②事業の目的 ・1-①の必要性	水戸市内原高齢者センター条例及び同施行規則により設置・運営を行っている
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	内原地区の高齢者の生きがいがづくりや健康づくりのための拠点として、高齢者全散に必要とされている
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	介護予防を進めるうえでも、高齢者の健康づくりは、必要な事業となっている
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
3	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	現在の施設規模において、高齢者の生きがいがづくり等を実施できる最大の利用及び実施回数となっている。
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	高齢者の生きがいがづくりや健康づくりの拠点として有効である
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①事業の目的 ・2-成果指標	
合計		評価結果	A
4	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	常駐職員の配置はなく、施設の管理経費の委託料のみとなっている。
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
4	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える(実施主体を代える)		
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)		
ウ 効率化を図る(結果単位当たりのコストを下げる)		
エ 簡素化する(規模を縮小する)		
オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		

②課題と解決方法(「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 内原高齢者センターは、高齢者の生きがいがづくりの推進と健康及び福祉の増進を図るために設置されている施設である。  
 実際にセンターを利用している者が内原地区の住民に限られていることから、市民全体が利用するように、機会をとらえて積極的な周知を図るとともに、世代間や他地区との交流を行うなど、利用者の拡大に努めるべきである。そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。  
 また、施設の老朽化が進んでいることから、清掃等の施設管理を十分に行うとともに、講座利用の多い内原中央公民館との効果的な連携においても検討するべきである。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 内原高齢者センターは、高齢者の生きがいがづくりの推進と健康及び福祉の増進を図るために設置されている施設である。  
 行政評価委員会から「実際にセンターを利用している者が内原地区の住民に限られていることから、市民全体が利用するように、機会をとらえて積極的な周知を図る」ことについて意見が出されており、また、世代間交流や他地区との交流を促進する必要があるため、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。  
 また、利用促進に向け、清掃等における適切な施設管理に努めるとともに、他施設との連携についても検討を進めることとする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	内原地区の高齢者利用に限らず、広く市民全体の利用促進を図るため、ホームページやお年寄り便利帳等を活用し、積極的な周知を図る。また、内原中央公民館等と連携し、多世代交流及び地域交流事業等を実施する。さらに、施設の清掃など、適切な管理に努める。
-------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 市ホームページやお年寄り便利帳等を活用し、市民全体への周知活動を行った結果、全市民を対象とした高齢者向けパソコン講座が開催されるなど、内原地区以外の市民や団体の利用促進が図られている。また、定期清掃を行っているほか、本年度は畳の入れ替えを行うなど、適切な施設管理に努めている。



(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

内原高齢者センターの管理運営については、昨年度の評価を受けて、広く市民に利用の周知を図ること、内原中央公民館と連携のうえ多世代交流事業及び地域交流事業を実施すること、清掃などにおける適切な施設管理を行うことを改善目標として掲げているところである。

このうち、全市民を対象にした高齢者向けパソコン教室を開催して広く市民の利用促進に努め、また、定期清掃や畳の入替えを実施し、適切な施設管理を行っており、この点については評価終了とする。

しかし、内原中央公民館との連携による多世代交流事業及び地域交流事業が未実施であることから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、多世代交流については、小中学校の生徒の発表の会場として施設を活用するなど工夫をするべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

内原高齢者センターの管理運営については、広く市民に利用の周知を図ること、内原中央公民館と連携のうえ多世代交流事業及び地域交流事業を実施すること、清掃などにおける適切な施設管理を行うことを1年目改善目標としている。

このうち、全市民を対象にした高齢者向けパソコン教室を開催して広く市民の利用促進に努め、また、定期清掃や畳の入替えを実施し、適切な施設管理を行っており、この点については評価終了とする。

しかし、内原中央公民館との連携による多世代交流事業及び地域交流事業が未実施であるため、さらなる改善が必要である。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

なお、多世代交流については、小中学校の生徒の発表の会場として施設を活用するなど工夫をすることとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	高齢者の生きがいづくりや健康増進に向けて、内原中央公民館等と連携し、多世代交流や地域交流事業等を実施する。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

本年度、地域の子どもたちが描いた絵画作品等をセンター内に展示するとともに、子どもサッカー教室の説明会を同館で行うなど、地域における高齢者と子供たちの交流のきっかけづくりを行い、高齢者の生きがいづくりや世代間交流を推進する。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--



行政評価調査

事務事業名	水戸市森林公園管理運営事務		評価初年度	平成	25年度
			担当部署名	農政課ふるさと農業センター	
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等			
大項目	人と自然が共生し、快適に暮らせるまちづくり	2	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項	
中項目	豊かな自然との共生	1		4. 計画等 5. 特になし 2	
小項目	自然環境の保全と再生	2	名称	水戸市森林公園条例	

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	昭和55年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 自然環境の保全及び活用を図り、市民に自然とのふれあい及び農林業の体験の場を提供するため、森林公園を開設し、以下の事業を行う。 (1)地域の農産物の加工体験及び農産加工品等の販売 (2)森林公園の体験及び研修 (3)農村文化の紹介及び援助 (4)観光農業の指導及び推進に関すること (5)やぎの飼育 など				
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に 全市民及び利用希望者				
対象を表す数値	269,636人(平成25年4月1日現在 水戸市常住人口)+市外に在住する者で利用を希望する者 【理想像】どのような状態にしたいのか。 自然環境の保全及び活用を図り、市民に自然とのふれあい及び農林業の体験の場を提供するとともに、地域住民参加による地域の特色を生かした多様なイベントの開催を行い、都市住民との交流及び観光客誘客による地域活性化が図られた状態。			
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	年間来園者数	説明	来園車両台数から算出している年間利用者数	
成果指標2				
指標	小学生や幼稚園の行事利用件数	説明	遠足等の利用件数	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 体験交流の拠点として、緑の村推進協議会、茨城生物の会、水戸観光果樹組合等と連携を図りながら、農林業や自然環境に関する体験事業を実施している。また、地元農家と連携・協力しあう体制を構築する。参考/森林関係イベント(年6回)、農業関係イベント(年5回)、各種体験事業(年41回)				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 森林公園は本市で唯一の丘陵地帯の森林環境のなかに在り、市街化が進むなか都市部住民が自然に触れ合う貴重な場所、機会を提供できる随一の場所である。また、森林公園の在る山根地区は、市街化調整区域でかつ鳥獣保護区となっているため、自然環境を保全しながら観光農業による地域活性化を図る必要がある。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 地域住民との連携の下、周辺環境や地形的な特徴を生かした水戸市随一の豊かな自然環境における体験交流の拠点として、自然観察、農業、スポーツ、森づくりなど多彩なテーマによる魅力ある体験型イベントの充実を図り、体験事業やイベントはニーズが高い。 また、山根地区における唯一の常設集客施設として地域の活性化に寄与している。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 無し				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 第5次総合計画のリーディングプランに体験交流拠点として位置付けられており、市長公約でもある観光果樹の振興など行政施策との関連が深く、また地域住民と協働の体制を整備していることから、民間活力を導入する場合、地域住民との信頼関係を再構築する必要があり、さらに地域の活性化へ寄与するに至るまでの効率性については十分に検討する必要がある。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 年間来園者数			成果指標2 イベント参加者数		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	285,000	236,789	83.1	28,500	21,110	74.1
22年度	237,000	173,236	73.1	23,700	24,988	105.4
23年度	174,000	160,443	92.2	17,400	19,351	111.2
24年度	161,000	159,452	99.0	16,100	19,687	122.3
25年度	160,000	159,485	99.7	16,000	19,015	118.8
26年度	160,000	162,474	101.5	16,000	18,663	116.6
27年度	164,000			16,400		
①目標値の根拠	26年度までは前年度実績。27年度は26年度に策定した農業基本計画における目標値					
②数値で表せない効果	地元農家(観光果樹等)の直売による売り上げ増					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

年度	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標1実績)(円)
			平均給与(千円)	人役(%)	
H 23 決算	84,040	48,133	内訳(千円)		624
			行政	35,907	
			技労	23,400	
			嘱託 臨時	0 4,877 7,630	
H 24 決算	97,791	62,318	内訳(千円)		613
			行政	35,473	
			技労	23,012	
			嘱託 臨時	0 4,943 7,517	
H 25 決算	82,993	47,624	内訳(千円)		520
			行政	35,369	
			技労	22,842	
			嘱託 臨時	0 4,970 7,558	
H 26 決算	70,421	34,875	内訳(千円)		433
			行政	35,546	
			技労	22,842	
			嘱託 臨時	0 5,135 7,570	
H 27 予算	69,147	32,495	内訳(千円)		
			行政	36,652	
			技労	23,719	
			嘱託 臨時	0 5,207 7,726	
⑤コスト削減の取組 園内管理やイベント運営について、ボランティア団体や地域住民組織との協働で実施している					

4 1年目評価

(1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	条例、および第5次総合計画のリーディングプランに体験交流拠点として位置付けられている
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	市として、観光農業の振興と地域活性化の推進は重要である。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	水戸市内で唯一の森林環境にある公園であり、利用者も多い
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	類似事業がない
合計	4点	評価結果	A

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	山根地区唯一の接客施設を地域と連携しながら運営している
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①事業の目的 ・2-成果指標	緑の村推進協議会との連携により実施している
合計	3点	評価結果	A

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	森林ボランティアによる下刈り等の実施
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	事業の実施が山根地区の活性化など行政施策との関連が深く、民間等による実施には適さない
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	類似事業がない
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計	3点	評価結果	A

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える(実施主体を代える)		
イ 手段を改善する(実施の手段を代える)		
ウ 効率化を図る(結果単位当たりのコストを下げる)		
エ 簡素化する(規模を縮小する)		
オ 統合する(類似事業を統合する)		
3 休止、廃止		

②課題と解決方法(「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 森林公園は、自然環境の保全及び活用を図り、市民に自然とのふれあい及び農林業の体験の場を提供するために設置されている施設である。  
 現状の体制において、地域の連携が確立できており、多くの来園者が訪れる広く市民に浸透した施設であると評価できる。しかし、運営体制が固定化している中において、イベント等の活動や施設活用に創造性が欠けているように見受けられることから、民間の持つ専門的な知見を取り込むなどの取組を行い、今一度、来園者の目線で事業内容を見直すことも必要と考える。  
 また、広報活動についても、市場分析に基づいて行うなどイベントのてこ入れとともに、強化に努めていく必要があると考えられる。  
 さらに、森林公園が森林の保全、山根地区の振興及び農業文化の継承等を担っていることに加え、現在のボランティアとの連携体制を継続するためにも、全体を一括して民間に委ねることについては慎重に進めるべきであるが、森のシェパード館のように、事業性が高い施設については、民間委託を検討する余地がある。  
 そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。  
 なお、イベントの企画・運営やPR活動等については、近隣施設との連携のもと、効果的・効率的に進めるとともに、光熱水費や燃料費、消耗品等については、PDCA管理等によるコスト削減に努めること。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 森林公園は、自然環境の保全及び活用を図り、市民に自然とのふれあい及び農林業の体験の場を提供するために設置されている施設である。  
 行政評価委員会から「民間の持つ専門的な知見を取り込むなどの取組を行い、今一度、来園者の目線で事業内容を見直すこと」という意見が出されており、イベント内容や施設の活用方法について、民間等外部の視点を入れながら、見直しを行うとともに、来園者の分析に基づいた広報を進める必要がある。  
 また、西北部地域の活力向上の重要な施設であることを踏まえると、少年自然の家等の近隣施設や地域との連携を図りながら、交流が生み出せる事業を今後一層展開できるように検討することとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)	来園者の増加を図るため、ニーズ調査を実施するとともに、学習連携などにより、外部の意見を取り入れながら、森林公園機能の充実や広報の強化を図る。 また、近隣施設と連携した事業の展開について検討する。
-------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 常磐大学と連携し、来園者のニーズ調査や、機能充実や広報の強化、近隣施設と連携した事業の展開について検討している。地元の農産物を使用した農産物加工体験や、収穫体験を行なっており、地域農業の振興に努めている。公園の整備に地元農家の方を季節的に活用し、雇用を創出している。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 森林公園の管理運営については、昨年度の評価を受けて、来園者のニーズ調査、外部意見の導入、近隣施設と連携した事業展開の検討を改善目標として掲げているところである。  
 このうち、外部意見の導入として常磐大学との連携を始めたところであり、その中で、来園者のニーズ調査、機能の充実、広報の強化、近隣施設と連携した事業展開を今後検討することから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。  
 なお、成果指標の目標の根拠を前年度実績とするのではなく、年間来園者数及びイベント参加者数の実績低下の理由を検証したうえで合理的な目標を設定する必要がある。  
 また、常磐大学との連携に当たっては、ふるさと農場も含めたより一層の魅力の向上に努めるべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 森林公園の管理運営については、来園者のニーズ調査、外部意見の導入、近隣施設と連携した事業展開の検討を1年目改善目標としている。  
 このうち、外部意見の導入として常磐大学との連携を始めたところであり、その中で、来園者のニーズ調査、機能の充実、広報の強化、近隣施設と連携した事業展開を今後検討することから、さらなる改善が必要である。  
 このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。  
 なお、常磐大学との連携に当たっては、ふるさと農場も含めたより一層の魅力の向上に努めることとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	来園者の増加を図るため、平成26年度に引き続き、大学等と連携し、来園者のニーズ調査や広報の強化、近隣施設と連携した事業展開について検討を行う。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 常磐大学との連携により、アンケートによる来園者ニーズの調査を実施した。さらに、アンケートの結果に基づく学生による改善提案の発表会を開催し、発表された提案の中から実現性の高い提案については、平成27年度に大学の協力により実施することとした。併せて、アンケート結果の分析により子連れ来園者の重要性を再認識できたため、保育所・幼稚園・小中学校を対象にニーズの調査を実施し、団体訪致に必要なサービス向上を図る。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--



行政評価調査

事務事業名	保育所管理運営事務		評価初年度	平成 24 年度
			担当部署名	教育委員会事務局幼児教育課
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等		
大項目	思いやり、助け合い、支えあいの心を育むまちづくり	3	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	ともに支えあう福祉社会の実現	1		4. 計画等 5. 特になし 1, 4
小項目	子育て支援の充実	1		名称

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S28 年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要	保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的として、市立保育所を設置、運営する。			
④事業の目的	【対象】誰を(何を)対象に 保育を必要とする乳幼児(0~5歳児)			
対象を要す数値	市立保育所在籍数 965人(平成24年4月1日現在) 【理想像】どのような状態にしたいのか。 引き続き児童福祉法の趣旨に沿って保育所運営を行う。			
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	市立保育所入所児童数	説明	平成27年4月1日現在における入所児童数 965人	
成果指標2				
指標	待機児童の数	説明	平成27年4月1日現在における待機児童数 158人	
⑥手段	【手段】どのような手法により実施するのか。 ・民間保育所の整備促進 ・地域型保育事業の拡充			
⑦必要性	【必要性】どうして必要なのか。 子育て世代の支援のため、民間認可保育所等の整備促進による入所定員増を図り、保育所待機児童を解消する必要がある。			
⑧有効性	【有効性】どうして有効なのか。 ・保育を必要とする乳幼児に良好な保育環境を与え、心身の健全な発達に寄与する。 ・保護者の就労等を支援し、社会経済活動の向上に寄与する。			
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業)	民間認可保育園における保育 ※公立私立にかかわらず、児童福祉法に基づき実施し、入所措置は市が行う。			
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察	・民間保育所の施設整備に当たっては、国県の補助制度がある。市立には直接的な補助制度がない。 ・運営費について、民間保育園については平成27年4月子ども・子育て支援新制度の施行により、国・県補助制度から施設型給付に移行した。市立保育所の運営費は、平成16年度から一般財源化されている。			

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 市立保育所入所児童数 (人)			成果指標2 待機児童の数 (公立・民間含む) (人)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	960	971	101.14583	0	140	-
22年度	960	1,006	104.79167	0	69	-
23年度	960	991	103.22917	0	39	-
24年度	980	977	99.69378	0	88	-
25年度	980	993	101.32653	0	91	-
26年度	1,000	1,027	102.70000	0	116	-
27年度	1,000			0		
①目標値の根拠	市立保育所の定員			待機児童の解消		
②数値で表せない効果	保育所入所児童の心身の健全な発達					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)	平均給与(千円)		人役(%)	④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標1実績)(円)
				内訳(千円)			
H 21							
決算	139,728	139,728	0				143,901
H 22							
決算	1,287,962	146,842	1,141,120	8,485	9,900		1,280,280
H 23							
決算	1,405,898	180,675	1,225,223	8,509	9,900		1,418,666
H 24							
決算	1,416,404	164,705	1,251,699	8,368	9,900		1,449,748
H 25							
決算	1,406,883	178,483	1,228,400	8,306	10,000		1,416,801
H 26							
決算	1,430,649	185,300	1,245,349	8,306	10,100		1,393,037
H 27							
予算	1,478,511	192,970	1,282,541	8,625	10,000		

⑤コスト削減の取組  
市立保育所において嘱託職員の活用による人件費の削減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	保育にかかる乳幼児の保育が求められている。
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	同上
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	保育所持機児童の解消が求められている。
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
3	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	新たに民間保育所が設置された。
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	入所措置の公平性を確保している。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①事業の目的 ・2-成果指標	民間保育所の整備促進による待機児童解消施策を推進している。
合計		評価結果	A
3	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	市立保育所において嘱託職員の活用による人件費の削減を図っている。
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-③単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
1	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える（実施主体を代える）			
イ 手段を改善する（実施の手段を代える）			
ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）			
エ 簡素化する（規模を縮小する）			
オ 統合する（類似事業を統合する）			
3 休止、廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。） 民間活力の活用を視野に入れながら、待機児童の解消に向け、幼稚園、保育所全体で適正規模、適正配置の検討を行う。			

(2) 2次評価（外部評価） ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
非常に市民ニーズが高い施設であるため、待機児童数が多くなっており、民間活力の活用を視野に入れながら、適正規模、適正配置の検討などの待機児童の解消に向けた取組を早急に進める必要がある。そのため、1次評価の「見直しの上で継続（手段を改善する）」は妥当である。  
ただし、見直しを進めるに当たっては、保育所の設置について、公から民への流れがある中で、今後、市立保育所が積極的に担っていくべき機能を十分に精査し、例えば、障害児対応に重きをおくなど、民との役割分担を図っていくべきである。  
さらには、医療機関、保健センター（保健所）、児童相談所、幼稚園、小学校、主任児童委員等との連携の下、情報の共有化等の重層的なネットワーク作成の主体となることも検討すべきである。

(3) 3次評価（総合評価） ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
保育所は、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育するための施設である。現在、保育所に入所できない待機児童が多数いることが、本市の大きな課題となっている。  
そのため、定員充足率が減少している幼稚園と合わせて適正規模・適正配置の検討を行うとともに、民間保育所の活用についても検討を行うこととする。また、他市においては、民営化や指定管理者の導入事例があり、管理運営手法についても検討を行う必要があることから、「見直しの上で継続（手段を改善する）」とする。  
なお、検討に当たっては、民間保育所との役割分担についても十分に精査し、市立保育所が担っていく役割や機能を整理することとする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標（又は休止、廃止の方向性）	幼稚園・保育所の適正配置に係る基礎調査を行い、より詳細な現状把握に努めるとともに、国の動向を把握しながら、保育所入所待機児童の解消をはじめ、公立保育所と民間保育所との役割分担、保育所及び幼稚園の適正規模、配置のあり方など、多方面からの検討を行い、平成25年度中の適正配置方針の決定を目指す。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。 なお、施設の耐震化については、平成26年度末までの完了目標に向けた整備を進める。
-------------------	--



6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 平成25年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。また、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の施行に先がけ、国の施策として示された待機児童解消加速化プランを本市に見合った内容で積極的に取り入れていく。さらに質の高い保育・教育環境の整備についても、重要項目の一つとされているため、幼稚園と併行し、認定こども園のあり方について整理を行っている。昨年度指摘のあった民営化や指定管理者の導入については、国の動向を見ながら検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画に位置づけを図っていく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 保育所の管理運営については、昨年度の評価を受け、適正配置方針の検討及び決定、民間活力による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を改善目標として掲げているところである。このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査は実施しているところであるが、国及び県の動向を踏まえた対応が必要であるとし、決定には至っていない。また、民間活力活用による管理運営手法の検討についても、国の動向を踏まえる必要があるとして未実施であり、また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して進めている段階である。このようなことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。なお、民間保育所の定員増員を図っていることは評価するが、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を図る必要があることから、改善については、早急な取組を進めるべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 保育所の管理運営については、1年目改善目標として、適正配置方針の検討及び決定、民間活力活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を行うこととしている。このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査を実施しているところであり、国及び県の動向を踏まえながら方針の決定をする必要がある。また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して推進しているが、民間活力活用による管理運営手法の検討については、早期の検討が必要である。このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。なお、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を早急に進めることとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成26年度の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討する。 施設の耐震化については、平成26年度の完了を目指す。 なお、待機児童解消加速化プランを活用した民間保育所の整備とともに、グループ型小規模保育事業など市独自施策を推進し、保育所待機児童の解消を図る。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 平成26年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。施設の耐震化については、平成26年度2箇所実施し、完了する見込みである。待機児童解消加速化プランを活用し、昨年度2か所の民間保育所整備等により200人の定員増を図った。平成26年度は民間保育所の整備とともに、グループ型小規模保育事業により15人の乳幼児を保育できる施設の整備を図ることで、保育所待機児童の解消を図る。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 保育所の管理運営については、2年目評価を受け、適正配置方針の決定、民間活力の活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了、待機児童解消プランを活用した民間保育所の整備、グループ型小規模保育事業など市独自政策の推進を改善目標として掲げているところである。このうち、施設の耐震化は、今年度の完了を予定している。また、待機児童解消プランを活用した保育所整備により、昨年度に200名の定員増を図ったほか、今年度は、グループ型小規模保育事業として、15名の乳幼児を保育できる施設を整備予定であり、この点については評価終了とする。しかし、適正配置方針の決定及び民間活力活用による管理運営手法の検討については、適正配置方針の決定後に行うこととして未実施であることから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。なお、潜在的なニーズの把握をするなど、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を図る必要がある。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 保育所の管理運営については、適正配置方針の決定、民間活力の活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了、待機児童解消プランを活用した民間保育所の整備、グループ型小規模保育事業など市独自政策の推進を2年目改善目標としている。このうち、施設の耐震化は、今年度の完了を予定している。また、待機児童解消プランを活用した保育所整備により定員増を図ったほか、今年度は、グループ型小規模保育対応の施設を整備予定であり、この点については評価終了とする。しかし、適正配置方針の決定及び民間活力活用による管理運営手法の検討については、適正配置方針の決定後に行うこととして未実施であるため検討が必要である。このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。なお、潜在的なニーズの把握をするなど、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を図ることとする。

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成27年度策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画(第2次)」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。また、潜在的なニーズの把握に努め、待機児童解消に向けた一層の取組を推進する。
-----------------------	--

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 平成27年度に策定する「水戸市幼児教育振興基本計画(第2次)」の中で、幼稚園・保育所の認定こども園への移行、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討する。また、水戸市子ども・子育て支援事業計画みと・すくすくプランに基づき、待機児童解消に向けた保育環境の整備を推進する。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

11 4年目改善目標(4年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調査

事務事業名	市場管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	産業経済部公設地方卸売市場
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目	元気で活力にあふれ、人が生き生きと交流するまちづくり	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	活力あふれる産業の振興		4. 計画等 5. 特になし
小項目	流通の振興	5	名称 茨城県卸売市場条例 水戸市公設地方卸売市場条例

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	昭和47年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 市場施設の管理及び市場内事業者(卸・仲卸・関連事業者)、市場外事業者(買受人・出荷者等)の指導・監督を行う。				
④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に 生鮮食料品等及び供給圏に居住する市民				
対象を表す数値	268,649人(平成24年4月1日現在 水戸市の常住人口)			
【理想像】どのような状態にしたいのか。 ○安全で安心な生鮮食料品等の安定供給を行う。 ○市場使用料等増率を高め、市場運営の独立採算を図る。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1				
指標	市場使用料等増率	説明	市場運営経費等に対する市場使用料及び諸収入の割合	
成果指標2				
指標	年間の取扱数量	説明	前年度の取扱数量に対する当該年度の取扱数量	
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 生鮮食料品等の取引業務の指導監督を行うことにより実施				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 安全で安心な生鮮食料品等を安定供給するために必要				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 市場の秩序を維持し、適切な価格形成を行うことが可能。				
⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業) 民間における類似事業には、第3セクター市場・民営市場がある。 市が実施している類似事業は無い。				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 民間やNPOが実施するより市が実施した方が、様々な事態に即座に対応できるので、市場運営としては効率的である。				

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 市場使用料等増率			成果指標2 年間の取扱数量		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	100	97.6	97.6	100	99.2	99.2
22年度	100	99.6	99.6	100	94.3	94.3
23年度	100	99.7	99.7	100	96.4	96.4
24年度	100	100.1	100.1	100	96.3	96.3
25年度	100	103.7	103.7	100	98.1	98.1
26年度	100	100.8	100.8	100	100	100
27年度	100		0	100		
①目標値の根拠	市場使用料等の増率を100%とした。			青果・水産物の取扱数量の対前年度比を100%とした。		
②数値で表せない効果	市と市場内事業者が協力して、市場活性化のために事業を実施し、市民の市場に対する理解を深めている。(朝市・みとっぼわくわく感謝市・親子市場見学会の実施)					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

年度	①行政コスト(②+③)(千円)	②事業費(千円)		③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(資料4水戸市公設地方卸売市場事業会計収支実績のとおり)単位:円	
		内訳(千円)	平均給与(千円)	人役(%)			
H 21	578,665	国庫支出金	515,370	63,295	8,485	700	54.02
決算		市債		行政			
		その他		59,395			
		一般財源		0			
		繰越金		3,900		260	
				0			
H 22	571,137	国庫支出金	507,842	63,295	8,485	700	8.16
決算		市債		行政			
		その他		59,395			
		一般財源		0			
		繰越金		3,900		260	
				0			
H 23	535,978	国庫支出金	470,703	65,275	8,509	700	8.49
決算		市債		行政			
		その他		59,563			
		一般財源		0			
		繰越金		5,712		260	
				0			
H 24	542,422	国庫支出金	485,380	57,042	8,368	600	-2.76
決算		市債		行政			
		その他		50,208			
		一般財源		0			
		繰越金		5,712		260	
				1,122		60	
H 25	582,151	国庫支出金	525,444	56,707	8,306	600	-79.17
決算		市債		行政			
		その他		49,836			
		一般財源		0			
		繰越金		5,743		260	
				1,128		60	
H 26	661,170	国庫支出金	597,095	64,075	8,306	700	-18.96
決算		市債		行政			
		その他		58,142			
		一般財源		0			
		繰越金		5,933		260	
				0			
H 27	633,941	国庫支出金	567,550	66,391	8,625	700	
予算		市債		行政			
		その他		60,375			
		一般財源		0			
		繰越金		6,016		260	
				0			

⑤コスト削減の取組

- 1 市場内道路の街灯を水銀灯（400W）からナトリウム灯（180W）へ交換した。
- 2 ゴミの不法投棄の監視を強化し、ゴミ処理費用の低減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	水戸市公設地方卸売市場条例で市場設置の目的を規定している。
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①の必要性	市民の安定した食生活を確保するための流通の拠点である。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①の必要性	毎日、買受人・買出人が県内各地から来場している。
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	A
3	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	多様な食材が揃っている。
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	市民全体が対象者となる。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①事業の目的 ・2-成果指標	他市場に比べ施設整備が進んでいる。
合計		評価結果	A
3	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	省エネ・ゴミ減量化対策を推進している。
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	様々な事柄に即座に対応できる体制をとっている。
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	青果物、水産物、花きを単独で取り扱う市場ではない。
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-③単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
4	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	1 ⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
1	現状のまま継続
2	見直しの上で継続 ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する）
3	休止、廃止
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）	

(2) 2次評価（外部評価） ※ 行政評価委員会による評価  
委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
安全・安心の食を供給・提供する場所である本施設の必要性は非常に大きいものであるが、店舗数が減り、職員数が多く感じることもあり、加入業者など民間への委託を検討するべきである。そのため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続（手段を改善する）」とする。  
なお、現在の加入業者に対して委託を検討する場合は、管理団体の十分な育成を図ることとする。

(3) 3次評価（総合評価） ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
公設地方卸売市場は、生鮮食品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、安全・安心な食の供給を担うための施設である。  
行政評価委員会から「加入業者など民間への委託を検討」という意見が出されていること、また、他市においても、指定管理者制度の導入により、民間ノウハウを生かしたサービスの向上、管理運営費の削減等の効果が見られることから、管理運営手法について、検討を行う必要があると考えられる。  
そのため、市民サービスの維持・向上及び効率的な運営に向け、指定管理者制度の導入の検討を進めることとし、「見直しの上で継続（手段を改善する）」とする。  
なお、検討を進めるに当たっては、公設地方卸売市場の役割と責任を踏まえ、円滑な運営を行うことのできる管理団体の十分な育成を図ることとする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標（又は休止、廃止の方向性）	指定管理者制度の導入に関して、市場内事業者と協議、検討を行うとともに、指定管理者制度を導入している自治体の状況を調査し、本市における制度導入のメリット・デメリットなどの検討を進め、方針を整理する。
-------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 指定管理者制度を導入している市場の状況を調査した結果、全国公設地方卸売市場協議会加入72市場中15市場が指定管理者制度を導入し、中央卸売市場(71市場)では1市場が導入している。  
 指定管理者制度導入市場の業務については各市場様々で、市職員が常駐しているところもあるが、常駐していないところもある。  
 今後は、地方卸売市場では松本市場、富山市場、甲府市場、中央卸売市場では大阪府市場など比較的取扱高の多い市場を更に詳しく調査し、水戸市場が指定管理者制度を導入した時のメリット、デメリットを当該市場の現地視察を含めて精査する。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 市場の管理運営については、昨年度の評価を受け、指定管理者制度の導入の検討を改善目標として掲げている。  
 これについては、既に指定管理者制度を導入している自治体に対して調査を行ったが、制度導入の効果検証は未実施であり、また、受け皿として期待される市場内事業者との協議・検討も進んでいない。  
 このようなことから、さらなる改善を進めるものとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。  
 なお、現在においても、一定の効率化が図られていることが認められるものの、今後の消費税増税に伴う影響について十分な考察を進めるとともに、利用者アンケート等による課題の把握に努める必要がある。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 市場の管理運営については、1年目改善目標として、指定管理者制度の導入の検討を行うこととしている。  
 これについては、既に指定管理者制度を導入している自治体に対して調査を行ったところであるが、制度導入の効果検証は未実施であるため、検討を進める必要がある。  
 また、受け皿として期待される市場内事業者との協議・検討も進んでいないため、事業者への働きかけを行う必要がある。  
 このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。  
 なお、アンケート等により市場内事業者のニーズの把握にも努めることとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度導入に向けた効果検証を行い、市場内事業者との協議・検討を進める。 また、さらなる利便性向上に向け、市場内事業者のニーズ把握に努める。
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 指定管理者制度を導入している市場への視察のほか、市場内事業者との協議を行ったところである。今後は、指定管理者制度導入に向けた効果検証を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 市場の管理運営については、2年目評価を受け、指定管理者制度の導入に向けた効果検証を行い、市場内事業者のニーズの把握を改善目標として掲げているところである。  
 このうち、指定管理者制度を導入している自治体への視察を行ったが、制度導入の効果検証及び市場内事業者との協議についてさらに進める必要があることから、さらなる改善を進めるものとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。  
 なお、指定管理者制度の検討に当たっては、指定管理者制度の導入の課題だけでなく、効果についても検討するべきである。併せて、黒字が多いなど現在の経営状況を踏まえたうえで、今後の方向性を検討するべきであり、来年度、当委員会に効果検証結果を報告願いたい。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 市場の管理運営については、指定管理者制度の導入に向けた効果検証を行い、市場内事業者のニーズの把握を2年目改善目標としている。  
 このうち、指定管理者制度を導入している自治体への視察を行ったが、制度導入の効果検証及び市場内事業者との協議をさらに進める必要がある。  
 このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度導入に向けて、制度導入の効果検証を行うとともに、市場内事業者との協議・検討を行う。
-----------------------	--

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 指定管理者制度の効果検証については、平成26年度及び27年度の2回、他団体事例調査を実施し、メリット、デメリットについての検討を行った。  
 市場内事業者との協議・検討については、平成26年度に任意団体である市場協会の会と勉強会を開催したところであり、引き続き勉強会を開催し、導入の可能性・方向性について協議を進める。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

11 4年目改善目標(4年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--



行政評価調査

事務事業名	幼稚園管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	幼児教育課
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目	次代を担う人材を育てまわすづくり	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	生涯学習・教育の充実		4. 計画等 5. 特になし
小項目	学校教育の充実	名称	学校教育法/水戸市立小、中学校及び幼稚園設置条例/水戸市幼児教育振興基本計画

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期 S24 年度 ②事業の完了予定の有無(有/無) 無 年度

③事業の概要  
義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、市立幼稚園を設置、運営する。

④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に  
水戸市立幼稚園に在籍する4、5歳児

対象を表す数値 市立幼稚園在籍数 880人(平成24年5月1日現在=学校基本調査)  
【理想像】どのような状態にしたいのか。

・将来的な幼児の人口推移や、地域の実情を踏まえるとともに、私立幼稚園との共存や保育所入所待機児童の問題を考慮しつつ、幼稚園教育の本来の目的である社会性を育む集団保育を実施できるように一定の園児数を確保するため、幼稚園の適正配置について検討を進め、より教育効果の高い幼稚園の運営に努める。  
・幼保一体化に向けた取り組みを推進し、本市のすべての小学校就学前の子どもが、幼稚園・保育所で分け隔てなく、幼児期にふさわしい環境の中で大切に育てられるよう施策を推進する。

⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)

成果指標1		説明
指標	園児数	市立幼稚園の園児数

成果指標2		説明
指標		

⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。  
・私立幼稚園との共存の観点をはじめ、地域の実情や保育所入所待機児童の問題等にも十分配慮しながら、地域全体の幼児施設のあり方について検討する。

⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。  
・近年少子化や働く女性の増加等の影響で、市立幼稚園の定員に対する充足率が減少傾向にある。集団保育を通して教育的効果を高めるためには、ある一定程度の園児数を確保し、規模の適正化を図る必要があるため。

⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。  
・財源や人材に限られている中で、より教育的効果を高めるため、幼稚園の適正配置の検討を進める。

⑨類似事業(民間における類似事業、市が実施している類似事業)  
・私立幼稚園における幼稚園設置運営

⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察  
・市立幼稚園の運営を民間やNPOに移管する場合、市立幼稚園の規模適正配置により、一定の規模を確保する必要がある。  
・市立幼稚園を統合する場合、通園の利便に供するため、スクールバスの導入等を検討する必要がある。

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 市立幼稚園の園児数 (園児)			成果指標2 ( )		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	1,555	1,001	64.37			
22年度	1,555	976	62.77			
23年度	1,555	921	59.23			
24年度	1,555	880	56.59			
25年度	1,555	829	53.31			
26年度	1,485	817	55.02			
27年度						
①目標値の根拠	公立幼稚園における募集定員(石川幼稚園改築に伴い平成26年度から募集定員70減)					
②数値で表せない効果	・幼稚園における就学前教育の充実 ・障害児への早期支援による障害の程度の軽減、小学校への円滑な接続					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)		④事業費(千円)	⑤人件費(千円)		⑥単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標1実績)(円)
	内訳(千円)	平均給与(千円)		人役(%)		
H 21 決算	611 市債 その他 一般財源	52,864	52,864	0 行政 技労 嘱託 臨時		62,811
H 22 決算	2,997 市債 その他 一般財源	620,546	51,506	569,040 行政 技労 嘱託 臨時	8,485 7,327 1,500 1,700	636,805
H 23 決算	465 市債 その他 一般財源	627,019	50,561	576,458 行政 技労 嘱託 臨時	8,509 7,505 2,197 1,870	680,802
H 24 決算	492 市債 その他 一般財源	628,926	57,752	571,174 行政 技労 嘱託 臨時	9,368 7,505 2,197 1,870	714,689
H 25 決算	668 市債 その他 一般財源	625,326	57,471	567,855 行政 技労 嘱託 臨時	8,306 7,852 2,209 1,880	754,314
H 26 決算	480 市債 その他 一般財源	622,335	48,040	574,295 行政 技労 嘱託 臨時	8,306 7,852 2,282 1,883	781,732
H 27 予算	68,200 市債 その他 一般財源	641,409	56,697	584,712 行政 技労 嘱託 臨時	8,625 7,991 2,314 1,922	

⑤コスト削減の取組

幼稚園において嘱託職員、臨時職員を活用し、人件費の縮減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価 (内部評価) ※各担当課による評価  
ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-②必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-②必要性	幼児の健やかな成長のために適当な環境を与え、心身の発達を助長する。
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-②必要性	幼児に対し、良好な就学前教育を行う。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-②必要性	保護者の就学前教育の充実への期待がある。
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-③類似事業	
合計		評価結果	A
3	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-③有効性 ・2-成果指標	幼稚園の適正配置により、運営コストの縮減を図る。
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	入園における公平性を確保している。
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①事業の目的 ・2-成果指標	
合計		評価結果	B
2	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-③コスト削減の取組	幼稚園において嘱託職員、臨時職員を活用し、人件費の縮減を図っている。
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-④民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-③類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
1	点		

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒	うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	エ
---------	---	---	-----------------------	---

1 現状のまま継続  
2 見直しの上で継続  
ア 主体を代える (実施主体を代える)  
イ 手段を改善する (実施の手段を代える)  
ウ 効率化を図る (結果単位当たりのコストを下げる)  
エ 簡素化する (規模を縮小する)  
オ 統合する (類似事業を統合する)  
3 休止、廃止

②課題と解決方法 (「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)  
市立幼稚園の適正配置の検討に当たっては、地域の実情を踏まえるとともに、私立幼稚園との共存や保育所入所得機児童の問題を考慮する必要がある。

(2) 2次評価 (外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

市立幼稚園の定員に対する充足率が減少傾向にある中で、幼稚園教育の本来の目的である社会性を育む集団保育を実施できるよう、一定の園児数の確保に向けた市立幼稚園の適正配置の検討は、必要であると考えられる。そのため、1次評価の「見直しの上で継続 (簡素化する)」は妥当である。

ただし、適正配置を行うに当たっては、市立幼稚園が今後目指していく方向性を十分に議論したうえで、私立幼稚園との役割について棲み分けを行っていくべきである。その際、小中学校との一貫教育が行えることやベテランの教諭が多いなどの市立幼稚園の強みを十分に把握するとともに、障害児への対応の充実や様々な教育モデルの実践など、新たな存在意義の模索も行ってくべきである。

(3) 3次評価 (総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設である。

現在、市立幼稚園の定員充足率は減少しており、社会性を育む集団保育の実施に向け、一定程度の園児数の確保が求められている。

そのため、待機児童が多数いる保育所と合わせて適正規模・適正配置の検討を行うとともに、私立幼稚園の活用についても検討を行うこととする。また、他市においては、民営化の導入事例があり、管理運営手法についても検討を行う必要があることから、「見直しの上で継続 (簡素化する)」とする。

なお、検討に当たっては、小中学校との一貫教育の実施などの市立幼稚園の強みを把握しながら、私立幼稚園との役割分担についても十分に精査し、市立幼稚園が担っていく役割と機能を整理することとする。

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	幼稚園・保育所の適正配置に係る基礎調査を行い、より詳細な現状把握に努めるとともに、園の動向を把握しながら、保育所入所得機児童の解消をはじめ、公立幼稚園と私立幼稚園との役割分担、幼稚園及び保育所の適正規模、配置のあり方など、多方面からの検討を行い、平成25年度中の適正配置方針の決定を目指す。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。 なお、施設の耐震化については、平成26年度末までの完了目標に向けた整備を進める。
--------------------	--



6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 平成25年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。また、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の施行に先がけ、国の施策として示された待機児童解消加速化プランを本市に見合った内容で積極的に取り入れていく。その中で水戸市立幼稚園における預かり保育の長時間化についても私立幼稚園の動向を注視しながら実施に向けた検討を行っている。昨年度指摘のあった民営化や指定管理者の導入については、国の動向を見ながら検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画に位置づけを図っていく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 幼稚園の管理運営については、昨年度の評価を受け、適正配置方針の検討及び決定、民間活力による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を改善目標として掲げているところである。このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査は実施しているところであるが、国及び県の動向を踏まえた対応が必要であることとし、決定には至っていない。  
 また、施設の耐震化については、平成26年度が完了予定であり、民間活力活用による管理運営手法の検討についても、国の動向を踏まえる必要があるとして未実施である。  
 このようなことから、さらなる改善を進めるとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。  
 なお、預かり保育の長時間化の検討を進めていることは評価するが、今後も待機児童解消に向けた取組が必要な中で、保育所を含めた一体的な検討については、早急な取組を進めるべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 幼稚園の管理運営については、1年目改善目標として、適正配置方針の検討及び決定、民間活力活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を行うこととしている。このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査を実施しているところであり、国及び県の動向を踏まえながら方針の決定をする必要がある。  
 また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して推進しているが、民間活力活用による管理運営手法の検討については、早期の検討が必要である。  
 このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成26年度の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討する。 施設の耐震化については、平成26年度の完了を目指す。
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 平成26年度に、子ども課において「子ども・子育て支援事業計画」を策定予定であり、平成27年度から施行される国の「子ども・子育て支援新制度」との整合を図りながら、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針、民間活力を活用した管理運営手法の検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画を策定していく。また、園田小中学校を小規模特選校にし、園田幼稚園を小中学校内に移転したことに伴い、耐震化された建物に園児を移し、安全を確保するとともに、預かり保育の時間延長(長期休業中の預かり保育の実施含む)や給食提供を実施することとしたが、その成果を検証するとともに、他の幼稚園についても、保育サービス向上のため、預かり保育の時間延長や給食提供の拡充を検討していく。施設の耐震化については、平成26年度に、浜田幼稚園及び酒門幼稚園の改築による耐震化を進める。その他の幼稚園についても、小中学校及び幼稚園の一体的な改築事業を予定している見川幼稚園を除き、仮設園舎による対応等により、平成26年度中に、耐震化された建物に園児を移すことにより、安全を確保した上で、平成27年度以降耐震補強工事等の対応を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 幼稚園の管理運営については、2年目評価を受け、適正配置方針の決定、民間活力の活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を改善目標として掲げているところである。  
 施設の耐震化については、仮設園舎などに園児を移すなど安全性の確保を図っているが、完了に至っていない。  
 また、適正配置方針の決定及び民間活力活用による管理運営手法の検討についても、適正配置方針の決定後に行うこととして未実施であることから、さらなる改善を進めるとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。  
 なお、今後も保育所の待機児童解消及び幼稚園の定員割れ解消に向けた取組が必要な中で、保育所を含めた一体的なあり方の検討を進めるべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 幼稚園の管理運営については、適正配置方針の決定、民間活力の活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を2年目改善目標としている。  
 施設の耐震化については、仮設園舎などに園児を移すなど安全性の確保を図っているが、完了に至っていない。  
 また、適正配置方針の決定及び民間活力活用による管理運営手法の検討についても、適正配置方針の決定後に行うこととして未実施であるため、検討が必要である。  
 このようなことから、次年度も評価を継続することとする。  
 なお、今後も保育所の待機児童解消及び幼稚園の定員割れ解消に向けた取組が必要な中で、保育所を含めた一体的なあり方の検討を進めることとする。

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成27年度策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画(第2次)」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。また、施設の耐震化については、平成27年度の完了(改築を予定している見川幼稚園を除く。)を目指す。
-----------------------	---

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 平成26年度に「子ども・子育て支援新制度」への移行作業を行った。また、子ども課において「子ども・子育て支援実施計画-みと・すくすくプラン」を策定した。  
 「子ども・子育て支援新制度」や「子ども・子育て支援実施計画-みと・すくすくプラン」との整合を図りながら、平成27年度に「水戸市幼児教育振興基本計画(第2次)」を策定し、その中で、保育サービスの向上とともに、適正配置方針、民間活力の活用、保育所も含めた一体的なあり方等総合的に検討していく。  
 幼稚園の耐震化については、平成26年度中に、飯富幼稚園及び妻里幼稚園の園児を耐震化された建物に移すことで安全の確保を行い、平成27年度に浜田幼稚園及び酒門幼稚園園舎改築を完了させ、妻里幼稚園の耐震補強工事を実施することで、小中学校及び幼稚園の一体的な改築事業を予定している見川幼稚園を除き、施設の耐震化を完了させる。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項 (行政改革推進本部からの指示事項など)

11 4年目改善目標 (4年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調査

事務事業名	少年自然の家管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	生涯学習課
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目	次代を担う人材を育むまちづくり	4	種類 1. 法令 ②. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 2
中項目	生涯学習・教育の充実	1	
小項目	青少年の健全育成	3	
		名称	水戸市少年自然の家条例及び同施行規則

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期 50 年度 ②事業の完了予定の有無(有/無) 無 年度

③事業の概要  
自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的に事業を行っている。少年自然の家では、利用者を受け入れてその活動を支援する「受け入れ事業」と少年自然の家が自ら事業を企画する「主催事業」を実施し、豊かな自然環境を生かした体験活動の場や活動プログラムを提供している。  
平成24年に策定した青少年の健全な育成に向けた方策についての中で青少年の体験及び体験活動の重要性がうたわれている。

④事業の目的 【対象】誰を(何を)対象に  
幼児・児童生徒、少年団体等を対象に、少年の集団宿泊訓練、野外活動、少年団体の育成および指導等を行う。

対象を表す数値 平成24年度 利用延べ人数 14,481人  
【理想像】どのような状態にしたいのか。  
・大規模改修を行い、利用者が安全に利用できる施設とする。  
・小・中学校の宿泊学習等の利用実績の増加  
・市内外を合わせて利用者数の増加

⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)

成果指標1  
指標 少年自然の家利用者数延べ人数 説明 少年自然の家の利用者の日数×人数の累積数人数

成果指標2  
指標 市内及び市外の利用のあった小・中学校数 説明 宿泊学習として利用のあった小・中学校数

⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。  
・小・中学校の宿泊学習を前年度に優先的に受付する。  
・市内各小・中学校へ訪問説明や校長会などで宿泊学習先として活用してもらえるようPRを行う。  
・市内の少年団などの少年団体等にPRを行う。

⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。  
・小・中学生の教育活動や体験活動を経験する場所や機会が必要。  
・少年の団体の活動場所や機会が必要。

⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。  
・市内小・中学校が水戸市の施設・山根地区において宿泊体験を実施することに意義があるため。  
・郷土愛を醸成するために必要であるため。

⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業)  
・水戸市には、類似する宿泊施設はなし。  
・県立施設で類似施設あり。(白浜少年自然の家等)

⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察  
・料金体系の変更(値上げ)が予想され、小・中学校の利用率が落ちる恐れがある。  
・宿泊業が主になり、収益につながらない生涯学習事業がおろそかになる恐れがある。

2 成果指標(事務事業の実績)

指標名	成果指標1 少年自然の家利用者数延べ人数 (人)			成果指標2 市内及び市外の利用のあった小・中学校数 (件)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	7,000	8,003	114.3286	未設定	6	-
22年度	8,000	7,409	92.6125	未設定	4	-
23年度	9,000	9,848	109.4222	未設定	8	-
24年度	10,000	14,481	144.81	10	23	230
25年度	11,000	14,408	130.9818	15	31	206.6667
26年度	12,000	15,750	131.25	20	36	180
27年度	12,000			20		
①目標値の根拠	24年度以降は10%増の目標を設定。			24年度以降は5校ずつ増加させる目標を設定。		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)		②事業費(千円)	③人件費(千円)	平均給与(千円)	人役(%)	④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標1実績)
	内訳(千円)						
H 21	国民支出 市債 その他 一般財源			行政 技労 嘱託 臨時			
決算	13,929	13,929	13,929	0 0 0 0			1,740
H 22	国民支出 市債 その他 一般財源			行政 技労 嘱託 臨時			
決算	36,252	36,252	13,612	22,640 16,715 0 3,375 2,550	8,485 1,500 1,700	197 225 150	4,893
H 23	国民支出 市債 その他 一般財源			行政 技労 嘱託 臨時			
決算	47,531	47,531	16,126	31,405 25,527 0 4,943 935	8,509 2,197 1,870	300 225 50	4,828
H 24	国民支出 市債 その他 一般財源			行政 技労 嘱託 臨時			
決算	41,558	41,558	17,325	24,233 16,485 0 4,943 2,805	8,368 2,197 1,870	197 225 150	3,870
H 25	国民支出 市債 その他 一般財源			行政 技労 嘱託 臨時			
決算	39,404	39,404	15,002	24,402 16,612 0 4,970 2,820	8,306 2,209 1,880	200 225 150	2,735
H 26	国民支出 市債 その他 一般財源			行政 技労 嘱託 臨時			
決算	45,007	44,675	14,676	30,331 24,254 0 5,135 942	8,306 2,282 1,883	292 225 50	2,858
H 27	国民支出 市債 その他 一般財源			行政 技労 嘱託 臨時			
予算	16,574	16,574	4,925	11,649 7,991 0 1,736 1,922	7,991 2,314 1,922	100 75 100	

⑤コスト削減の取組  
 使用しない施設や必要以上の電気は節約している。  
 職員の勤務形態を工夫して事業を進めている。

4 1年目評価  
 (1) 1次評価(内部評価) ※各担当課による評価  
 ア 評価シート  
 該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-①事業の目的 ・1-①必要性	水戸市少年自然の家条例及び同施行規則により事業を実施してきた。
	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-①事業の目的 ・1-①必要性	
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-①必要性	宿泊学習等学校教育においても貴重な体験学習の機会となっている。また子ども会等でも、体験する場の提供は求められている。
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-①類似事業	
合計		評価結果	B
2	点		

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	成果指標2は、開所した昭和50年度からの数字がある。
	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-①有効性 ・2-成果指標	
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	水戸市内の小中学校の児童生徒を対象としている。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-①事業の目的 ・2-成果指標	水戸市少年自然の家の利用促進策に基づき実施する。
合計		評価結果	A
4	点		

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調査の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-②コスト削減の取組	使用しない施設や必要以上の電気は節約している。 職員の勤務形態を工夫して事業を進めている。
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-①民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	料金を上げると小中学校の教育活動の利用に支障が出る
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-①類似事業	市において宿泊施設は他にない。H23は、避難所として6ヶ月利用した。
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
3	点		

事務事業の評価

イ 評価結果

①今後の方向性 2 ⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針 イ、ウ  
 1 現状のまま継続  
 2 見直しの上で継続  
 ア 主体を代える(実施主体を代える)  
 イ 手段を改善する(実施の手段を代える)  
 ウ 効率化を図る(結果単位当たりのコストを下げる)  
 エ 簡素化する(規模を縮小する)  
 オ 統合する(類似事業を統合する)  
 3 休止、廃止

②課題と解決方法(「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。)  
 水戸市少年自然の家の利用促進策に基づき、活動プログラムの開発を行い、また、学校等と連携しながら事業を継続する。

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価  
 委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点  
 本施設がその役割を果たしていくためには、魅力的な事業の品揃えと高度な安全性の確保が必要不可欠であり、水戸市少年自然の家の利用促進策に基づく見直しなどの取組を引き続き進めていく必要がある。そのため、1次評価の「見直しの上で継続(手段を改善する。効率化を図る。)」は妥当である。  
 今後、県内の同様の施設等との競合も考えられることから、独自の強みを生かし、他にない当施設の差別優位性を明確にすべきである。そのためには、NPOや近隣施設等の外部の知恵や力を借りることが有効であると考えられる。  
 また、安全衛生管理など管理監督機能の強化を図るとともに、使用頻度の低い遊休施設・設備の有効活用など、市民サービスの向上と効率性の両立化に資するような手法を検討し、経営能力の向上を進めるべきである。  
 なお、担当課では少年以外までターゲットを広げようとしているが、本来の機能・役割を見失い、魅力や強みを低下させたり、コスト増につながるおそれがある。本来の役割にターゲットとコンセプトを絞り込み、青少年の社会性、自立心、道徳心の育成を深く追求するべきである。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性  
 少年自然の家は、自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的とした施設である。  
 施設の利用者が減少していることから、今後の施設整備の検討と合わせ、魅力的な事業の展開による集客力の向上と安全性を高める管理運営機能の強化を図ることとし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。  
 なお、検討に当たっては、山根小学校跡地の利活用及び森林公園等との連携による地域活性化の視点を持って、他市の施設にない当施設の強みや目指すべき方向性を明確にするとともに、施設・設備の有効活用について配慮することとする。  
 また、行革プラン2010において民間活力の活用を検討する施設としているため、施設整備の方針決定後に、指定管理者制度や業務委託など、幅広い民間活力の活用について、検討を進めることとする。

5 1年目改善目標(1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標(又は休止、廃止の方向性)  
 設置目的である青少年の健全育成に向けた新規プログラム開発と平日における宿泊学習の利用者数及び冬季(閑散期)における子ども会等の利用促進を図る。  
 また、他市の施設にない当施設の強みや目指すべき方向性を明確化するとともに、施設・設備の有効活用について検討する。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 少年自然の家の設立の趣旨を踏まえ、教職員の会議やPTA・子ども会の指導者研修などについて積極的な誘致に努めるなど利用促進に努めてきた。その結果、小中学校の利用と合わせて、利用者は順調に増加している。また、専用ブログを3月に開設するなど、積極的な情報発信に努めるとともに、同時に複数団体の対応をすること、新規活動プログラムの開発協力(ベトロボトルケット等)などに、専門的な知識(社会教育主事)を持つボランティアに協力をお願いして、施設運営の活性化を図っている。  
 今年度は、耐震診断の実施があり、その結果を踏まえた施設整備方針も定め、その後の方針を踏まえた民間活力活用の検討をする必要がある。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 少年自然の家の管理運営については、昨年度の評価を受け、利用促進、施設の強みや目指すべき方向性の明確化、施設・設備の有効活用の検討、民間活力活用による管理運営手法の検討を改善目標として掲げているところである。  
 このうち、利用促進については、青少年の健全育成に向けた新規プログラムの開発を実施したほか、学校やPTA、子ども会の誘致に努め、また、教育経験者のボランティア支援を得るなど効果的・効果的な運営に取り組んでいる。  
 しかし、施設の強みや目指すべき方向性の明確化が十分整理されていないほか、施設・設備の有効活用の検討や、民間活力活用の検討についても進んでいない。  
 このようなことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。  
 なお、今後は、施設の目指すべき方向性やコンセプトを早期に明確化したうえで、新規プログラムの開発に取り組むとともに、民間活力活用については、市が教育機関として担うべきソフト面と、施設運営というハード面を分けて検討する必要がある。また、改善が実施できない理由を安易に人員不足とすることなく、他の成功事例等を分析し、民間のノウハウを活用したプロモーションを実施するなどの工夫を行うべきである。  
 さらに、施設利用効果については、具体的事例や客観的な数値で説明ができるようにすべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 少年自然の家の管理運営については、1年目改善目標として、利用促進、施設の強みや目指すべき方向性の明確化、施設・設備の有効活用の検討、民間活力活用による管理運営手法の検討を行うこととしている。  
 このうち、利用促進については、青少年の健全育成に向けた新規プログラムの開発を実施したほか、学校やPTA、子ども会の誘致に努め、また、教育経験者のボランティア支援を得るなど効果的・効果的な運営に取り組んでいる。  
 施設を再整備する方向で検討を進めている中において、施設の強み、目指すべき方向性の明確化、施設設備の有効活用、さらには、民間活力の活用について今後検討を進める必要がある。  
 このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。  
 なお、施設運営に当たっては、他の成功事例等の分析や民間のノウハウを活用したプロモーションの検討を行うこととする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力を再検証するとともに、施設設備の有効活用や民間活力の活用について検討を進める。それらを踏まえ、少年の健全育成を目的とする教育施設として、新たな利用者層を拡大するための新規プログラムの開発や施設設備の充実に向けた施設整備方針を定め、「水戸市少年自然の家再整備方針」を策定する。 また、施設再整備までの間についても、引き続き、他の成功事例や広報手法を研究し、それらのノウハウを活用して少年自然の家の魅力を効果的にプロモーションすることで、より一層の利用促進を図るとともに、多くの子ども達に様々な体験活動を提供できるように努める。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 現在、大学との連携事業を活用し、特色ある主催事業及び活動プログラムの開発について、常磐大学が協力を受諾した。今後は、NPO法人や企業等との連携についても検討する。  
 また、本年度の秋には、山根地区の生徒が在籍する双葉台中学校の事業である「収穫祭」を少年自然の家で開催することになった。これにより、学校関係者だけでなく、地域住民との交流の場を設けるなど、地域との連携についても検討を進め、ソフトの充実を図っていく。  
 利用の多くは小中学校であるため、本年度から、夏休みを利用して、教員を対象にした宿泊学習の研修を開催することにより、自然体験活動の意義や手法を習得させると共に、児童生徒の生きる力を育むために有効な活動内容を検証する場とする。  
 これらを踏まえた事業の充実が図れるよう、総合的観点から施設設備の有効活用についての方針を策定し、再整備を進める。  
 再整備後の施設の有効的な運用方法や立地資源を生かした特色あるソフトの開発については、上記のことを取込みながら、現在の利用促進の方針を見直し、新たな利用促進の方針を策定する上で一層の充実を図る。  
 また、本年度に県内の類似施設を訪問し、ノウハウの研究をしてきたが、引き続き近隣県の成功例や運用方法の取得に努める。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)  
 少年自然の家の管理運営については、2年目評価を受け、少年自然の家の特色や魅力の再検証や施設整備の有効活用の検討、民間活力の活用、新規プログラムの開発、水戸市少年自然の家再整備方針の策定、効果的なプロモーション、子ども達に様々な体験活動を提供することを改善目標として掲げているところである。  
 このうち、今秋に収穫祭の開催を予定するなど子ども達への体験活動の場の提供にも努めており、この点については評価終了とする。  
 しかし、新規プログラムの開発については、常磐大学と共同開発をしているところであり、また、少年自然の家の特色や魅力の再検証、施設設備の有効活用の検討、民間活力活用の検討、水戸市少年自然の家再整備方針の策定、効果的なプロモーションについては進んでいないことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。  
 なお、施設の目指すべき方向性を早期に明確化するべきである。民間活力活用についても、市が教育機関として担うべきソフト面と、施設運営というハード面を分けて検討する必要がある。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)  
 少年自然の家の管理運営については、少年自然の家の特色や魅力の再検証や施設整備の有効活用の検討、民間活力の活用、新規プログラムの開発、水戸市少年自然の家再整備方針の策定、効果的なプロモーション、子ども達に様々な体験活動を提供することを2年目改善目標としている。  
 このうち、収穫祭の開催するなど子ども達への体験活動の場の提供にも努めるほか、水戸市少年自然の家再整備方針を策定しており、この点については評価終了とする。  
 しかし、新規プログラムの開発については、常磐大学と共同開発をしているところであり、また、少年自然の家の特色や魅力の再検証、施設設備の有効活用の検討、民間活力活用の検討、効果的なプロモーションについては進んでいないことから、検討が必要である。  
 このようなことから、次年度も評価を継続することとする。  
 なお、施設の目指すべき方向性を早期に明確化するとともに、民間活力活用についても、市が教育機関として担うべきソフト面と、施設運営というハード面を分けて検討することとする。

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成27年度策定予定の「利用促進方針(第2期)」の策定に併せて、地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力を再検証するとともに、施設設備の有効活用、民間活力の活用、大学等とのプログラムの共同開発などソフト事業の充実及び効果的なプロモーション手法についての検討を行う。
-----------------------	--

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況  
 施設は、宿泊棟及び管理棟の耐震補強や設備工事、食堂棟の改築等、平成27年度から平成28年度の期間中に大規模改築事業を実施するため、工事期間中は閉鎖する。この間、リニューアルに向けて、新規プログラムの開発を常磐大学との共同開発により取り組んでおり、今後は、企業やNPO法人等との連携を進めるとともに、少年自然の家の特徴や魅力を生かすため、地域のにぎわい創出等も視野に入れた地域との連携事業を検討する。さらに、元教員等によるボランティア支援の拡充や自然体験活動指導できる専門的知識を有する人材の確保についての検討を進める。  
 また、民間のノウハウを活用したプロモーション等の検討については、県内の類似施設を所管している自治体に対し、調査を実施しているところである。  
 これらを踏まえ、庁内や関係機関と十分な協議・調整を進め、ソフト・ハードの両面から施設の有効活用や民間活力の活用方法について、利用促進方策(第2次)を策定するうえで自然の家のこれからの方向性等を明確にしていく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

11 4年目改善目標(4年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--